



第4回 憲法と平和を考えるつどい

# 憲法改悪への跳躍台「建国記念の日」を考える

1982.2.11 p.m.1:30-4:30

宮崎市民会館大会議室

講演Ⅰ. 「建国記念の日」がなぜ2月11日か?

宮崎大学助教授 上原 兼善先生(日本史)

講演Ⅱ. 改憲をめぐる今日的情況と「建国記念の日」

東京農工大学助教授 久保田 穰(憲法学)



主催

- ・日本科学者会議宮崎支部
- ・宮崎民主法律家協会

## 資料集もくじ

1. 「建国記念の日」がなぜ2月11日か? レジメ ————— 1
2. 改憲をめぐる今日的情況と「建国記念の日」 レジメ ——— 2
3. オ1次憲法改正草案試案 ————— 3
4. 自民党憲法調査会「前文メモ」 ————— 6
5. 旧自由党案 ————— 7
6. 旧改進黨案 ————— 8
7. 自民党憲法改正の向題点 ————— 10
8. 自民党憲法「改正」要綱 ————— 13
9. 自主憲法制定国民会議 ————— 14
10. 日本を守る国民会議 ————— 16
11. 自主憲法期成議員同盟会員 ————— 18
12. 「英靈にこたえる会」発起人・発起人団体 ——— 19
13. 靖國法案の趣旨説明 ————— 20
14. 靖國神社法案 ————— 21
15. 靖國神社向題資料 ————— 24

「建国記念の日」がなぜ2月11日か？

= レジメ =

1. 紀元節の制定

2. 紀元節とわれわれの歴史

3. 国民にとっての祝日とは

尋常小學國史 上卷

第一 天照大神

天皇陛下の御先祖を天照大神と申す。大神は御徳きはめて高き御方にて、はじめて稲・麥などを

蠶をかはせて、萬民をめぐみ、

御弟に素戔嗚尊と申す御

行ありしが、大神

よりざりきしかる

ことたへい



# 改憲をめぐる今日的状況と「建国記念の日」

＝ レジメ ＝

## I. どのような憲法が作成されつつあるのか

- 1.) 自主憲法期成議員同盟「第1次憲法改正草案試案」(81.10.21)  
自民党憲法調査会「前文メモ」(81.10.2)

## 2.) 改憲案の全体像と共通内容

- 自由党憲法調査会「日本国憲法改正案要綱」(54.11.9)
- 改進黨憲法調査会「憲法調査会報告書」(54.11.10)
- 自民党憲法調査会「憲法改正の問題点」(56.4.29)
- 内閣憲法調査会「憲法調査会報告書」(64.7.3)
- 自民党憲法調査会「憲法改正大綱草案」(72.10.6)

## II. 改憲によって何を果そうとしているのか

- 1.) 改憲問題浮上の原因 — 対外的要因と対内的要因

- 2.) 改憲範囲は限定しているのか

## III. 改憲運動はどのように進められつつあるのか

- 1.) 明文改憲運動 — 自民党憲法調査会・自主憲法期成議員同盟・自主憲法制定国民会議・日本を守る国民会議

- 2.) 運用(解釈)改憲運動 — スパイ防止法制定運動・靖国国営化法制定運動・教育憲章制定運動 etc.

## IV. まとめに代えて

改憲問題と「建国記念の日」

# 第一次憲法改正草案 試案

竹花光範記

はじめに

現状では、現憲法の全面的改正は事実上不可能である。そこで当面、国民的合意（具体的には一部野党の賛成）を得て、国会の両院で、発議に必要な総議員の三分の二以上を獲得するためには、それが可能と考えられる特定の規定についての所謂「部分改正」を企図すべきであろう。しかし、部分改正といっても、現憲法の基本原理にかかわるような改正や、あまりに多くの条文にわたつての改正については、抵抗が強いと思われるので、とりあえず第一次の改正においては（数次にわたる改正を経ることによって、より理想に近い憲法に改めることが必要であろう）、比較的、技術的性格の強い規定で、しかも、一般に改正の必要性について理解しやすい規定に対象を限定すべきであろう。

以下に、改正すべき条項を挙げ、同条項の改正が何故必要かについて述べた上で、同条項に対する改正試案を示すことにする。（註配列順は、便宜上、現憲法の配列に従つたもので、重要順というわけではな~~い~~。）

## 改正点一 ..... 第一章第一条

現状では、日本国の対外代表者（すなわち国家元首）が誰であるかについて明記がないため、憲法解釈上、対立がある（天皇説、内閣説、内閣総理大臣説等）

このような対立を排除するために、天皇が日本国を対外的に代表することを明らかにすべきである。そこで憲法第一章第一条を、次のように改めることを提案する。

案一

「天皇は、日本国民統合の象徴であり、外国に対し日本国を代表する。この地位は主権の存する日本国民の総意に基く。」

案二

「天皇は、日本国の元首であり、日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。」

（コメント）

「元首」という表現を用いるか用いないかは問題である。「元首」とは、今日、一国の対外代表者のことであるが、わが国においては「統治権の総統者」といったイメージが強いので、このような表現を用いることには抵抗があるかもしれない。

## 改正点二 ..... 第一章第三条および第七条

天皇の国事行為には、内閣の「助言と承認」が必要とされているが、「助言と承認」という表現では、助言の閣議決定と承認の閣議決定（つまり二度の閣議決定）が必要である、という解釈が生まれ

る余地がある。このような余地をなくすために「助言と承認」を「助言」に改めるべきである。

案

第三条「天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言を必要とし、内閣が、その責任を負う。」

第七条「天皇は、内閣の助言により、国民のために、左の国事に関する行為を行う。」

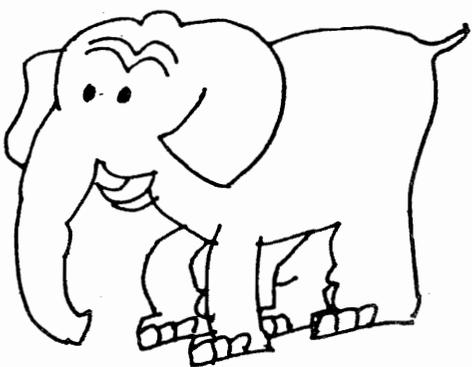
（コメント）

天皇の政治的無責任、すなわち天皇の国事行為について、内閣がその責任を負うことをあらわすには、単に「助言」という表現を以て足りるであろう。苦米地事件の再発を防ぐためにも「承認」という文字は削除すべきである。なお現行の規定は、第三条、第七条それぞれ末尾が「負ふ」「行ふ」となっているが、これらも同時に現代かなづかいに改めて、それぞれ「負う」「行う」とすべきである。

## 改正点三 ..... 第九条

現状では、自衛隊違憲論も成り立ちうることは、周知のごとくである。そこで、そのような余地をなくし、自衛隊を明らかに合憲的な存在とするよう改めることが必要である。ただし、現憲法の「平和主義」の原理そのものには、手をふれないことが望ましいように思う。

案一 ..... 解釈規定を第三項に置く。



第九条第三項「前二項は、日本国の独立と安全を防衛し、国民の基本的人權を守護することを目的とし、必要な実力（または武力）を保持し、これを行使用することを妨げるものではない。」

案二……………第二項を削除し、代わって、自衛のための実力の保持を明記する。第九条第二項「日本国の保持する武力は、日本国の独立と安全を防衛し、国民の基本的人權を守護することを目的とする。」

（コメント）

第九条一項で放棄している戦争には、「自衛戦争」は含まれないのであるから、同項の削除ないし改訂は必要あるまい。むしろ、現規定の「平和主義」の原理は、そのまま維持することを明らかにするためにも、引続き存置すべきであろう。

問題は、第二項であるが、すつきりさせるためには、現在の規定を削除し、これに代わって、右に示したような規定を置くことが、望ましいであろう。ただし、第一項の場合と同様、第二項についても、それを変更することが、「平和主義」の原理を後退させるような印象を一般に与え、その結果、九条改正に反対の声が高まることも予想される。そのような場合には、第二項もそのままにしておき、別に第三項を設けて、そこで、自衛戦争および自衛のための武力の保持が、第一項、第二項によって禁ぜられるものでない旨の、いわば、解釈規定を置くことも、一つの考え方ではないかと思う。

#### 改正点四……………第四一条

ている状況下では、常会二回制は適当ではない。

事実上も、臨時会がほとんど定期的で開催されることによつて、常会二回制の如き現象を呈している。世界的にも今日、常会二回制は、半数をこえる国家において、採用されているところである。

案一

「国会の常会は、毎年二回、これを召集する。」

案二

「国会の常会は、毎年二回、これを召集する。前期常会は一月の第四週から三月末までを、後期常会は九月第三週から十月末までを、会期とする。但し、両議院一致の可決でこれを延長することができる。」

（コメント）

常会二回制は、世界における最近の最も顕著な傾向であり、同制度を採用する国家の数は増加の一途をたどっている。また、同時に、常会の会期を憲法上明記する国家も、今日、議会制度を採用する国家の半数をこえている。

#### 改正点六……………第五九条

現憲法は二院制を採用しており、しかも、十分に必要な程度に第一院たる衆議院に優越的な地位を与えていない。しかしながら、第二院を置く積極的な理由は極めて希薄になっており、世界の多くの諸国では憲法を改正して二院制を廃し、一院制を採用する傾向にあ

第四一条の「国権の最高機関」なる表現は、プロレタリアート独裁のもとに権力統合の原理に立つ社会主義憲法を象徴する規定であり、自由民主主義憲法には見られないところである。現状では、日本国憲法があたかも権力分立の原理を否定しているかのような誤解を生ぜしめる危険性があり、好ましくない。また、同条にある「唯一の立法機関」なる表現も、たとえば、政令、条例等の存在と矛盾することになり、適当ではなからう。

案

第四一条「国会は、国民代表の府であり、立法権を行使し、予算案を議決し、国政を監督し、その他この憲法および法律の定める権限を行う。」

（コメント）

特定の国家機関を「国権の最高機関」とすることは、他の国家機関を、当該国家機関に従属せしめることを意味し、本来、権力分立の原理を否定することになってしまう。

ちなみに、同様の規定は、社会主義諸国の憲法には例外なくみられるものであり、自由民主主義諸国では、「国民公会制」という特殊な制度を採用しているスイス憲法と、わが日本国憲法以外にはみられない。

#### 改正点五……………第五二条

現憲法は、国会の常会について、一回制を採用している。しかし、今日のように、国会において処理しなければならない案件が増大し

る。わが国の場合、現状でただちに二院制を廃することには抵抗があるものと思われるので、とりあえず、二院制の最大の欠陥である第二院が、国政をマヒさせる危険な存在になることを、できうる限り防止するような措置を講ずるべきであろう。また、現憲法は、法律案の発案権の明記がないため、その所在について争いがある。そのような争いをなくすためにも、発案権の所在について明記が必要であろう。

以上を勘案すれば、第五九条は次のように改められるべきものと思う。

案……………現行の第五九条の一項を二項に移し、さらに同条三項を四項に、四項を五項に移す。一項に新たに法律案の発案権の所在を規定し、現行の二項については、表決数を改めた上、三項に移す。

第五九条「法律案の発案権は、内閣および各議院の議員に属する。但し、租税に関する法律、および予算を伴う法律案の発案権は、内閣に属する。

法律案は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。

衆議院で可決し、参議院でこれと異なった議決をした法律案は、衆議院で総議員の過半数の賛成で再び可決したときは、法律となる。

前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。

参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて、六十日以内に議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。一

（コメント）

現状では、内閣に法律案の発案権がないとする有力な学説があり、そのような説を排除するためにも、右のような規定が必要であると思われる。また、租税に関する法律案、および予算を伴う法律案については、国の収入支出について責任を負っている内閣に、その発案権は専属せしめるべきであろう。

「国政をマヒさせる」存在に第二院がなる危険性を除去するためには、事実上、第一院のみで法律を成立させることが可能となるような措置を講ずるべきである。衆議院における再可決の表決数を「出席議員の三分の二」から「総議員の過半数」に改めたのはそのためである。

#### 改正点七……………第六十条

現憲法には、予算が年度内に成立しなかった場合どうするか、について全く規定がない。現在は、財政法第三十条に基づいて、とりあえず暫定予算を組んで当面をしのぐのであるが、この場合も、国会の議決が必要であり、年度内に必ず成立するという保障はどこにもない。もし、暫定予算ですら年度内に成立しなかった場合には、一体どうするか。このような場合に対処するため、第六十条に新たに第三項を置いて、次のように規定すべきであろう。

案一……………第六八条に新たに第三項を設ける

第六八条三項「内閣総理大臣は、内閣の成立と同時に、内閣総理大臣に事故のある時、又は、内閣総理大臣が欠けた時に、臨時に内閣総理大臣の職務を行う國務大臣を指定しなければならない。

案二……………副総理制を明記する（第六八条に三項、四項を置く）

第六八条三項「内閣総理大臣は、内閣の成立と同時に、國務大臣の中から一名を選び、内閣副総理大臣に指定しなければならない。

第六八条四項「内閣副総理大臣は、内閣総理大臣に事故のある時、又は、内閣総理大臣が欠けた時に、臨時に内閣総理大臣の職務を行う。」

（コメント）

先の大平首相の急逝の際のような混乱を防ぐためにも、「内閣の成立と同時に」指定する、としておくことが必要であろう。なお、このような重要な規定を一般の法律で行うことは適当ではない。

#### 改正点九……………第六九条

現憲法は、内閣不信任権の濫用防止について、何らの規定も置いていない。現状では、「出席議員の過半数」の賛成で不信任が成立してしまうが、これでは何らかの理由で内閣を信任しているがら出席しなかった議員の意志が無視され、総議員の中では少数である不信任議員の意志で、不信任が可決されてしまう危険性がある。また、内閣不信任のような、国政に重大な影響を与えかねないような案件

案

第六十条第三項「会計年度の終了までに次年度の予算が成立しない場合には、内閣は、予算が、成立するまでの間、左の目的のために必要な一切の支出をなすことができる。

- 一、法律によって設置された施設を維持し、並びに法律によって定まっている行為を実行するため。
- 二、法律上国に属する義務を履行するため。
- 三、前年度の予算ですでに承認を得た範囲内で、建築、調達及びその他の事業を継続し、又はこれらの目的に対して補助を継続するため。

（コメント）

右案は、西ドイツのボン基本法の規定を参照している。なお、明治憲法では、第七一条に予算不成立の場合には、前年度の予算を当該年度の予算として施行することができる旨定められていた。

#### 改正点八……………第六八条

現憲法には、内閣総理大臣に事故のある時、または、内閣総理大臣が欠けた時に臨時に内閣総理大臣の職務を誰が行なうか、について定めがない。現在は、内閣法第九条に基づいて「その予め指定する國務大臣」が、それを行なうことになっているが、予め指定がなかった場合どうするか、については一切沈黙している。

右のような場合どうするかについて、憲法上の措置を講じておく必要があるだろう。

の議決には、提案から議決までの間に、一定の冷却期間を置く必要があるように思う。

案……………現第六九条の表決数を改め第一項とし、新たに第二項を置き、冷却期間を定める。

第六九条一項「内閣は、衆議院で総議員の過半数により不信任の決議案を可決し、又は、信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。」第六九条二項「内閣に対する不信任及び信任の決議案の議決は、動議が提出されてから四十八時間後でなければならない。」

（コメント）

世界で不信任規定を有している国家の八〇％以上が、憲法で内閣の不信任について、議会側に何らかの濫用防止規定を付している。右の四十八時間の冷却期間は、西ドイツ、フランスの例にならった。なお、不信任権の濫用防止措置として、不信任動議に必要な議員数を、憲法で規定する例も多く見られる。

#### 改正点十……………第八九条

現憲法の第八九条の規定を文理解釈すると、私立学校への国家助成には、違憲の疑いが強い。現在は、そのために、私学振興財団なる団体を設け、国家は同財団に助成金を支出し、同財団が各私立学校に、それを配分する、という便法をとっている。

しかし、このような措置を講じても、「公の支配に属しない」私立学校に公金が支出されていることには変わりなく、八九条違反の疑

いは免れない。現行規定を改め、私学助成違憲の疑いを除去すべきである。なお、現在は、慈善ないし博愛の事業に対する公金の支出も禁止されているが、これも、妥当ではあるまい。同時に改めるべきであろう。

案

第八九条「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益、若しくは維持のため、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」

（コメント）

右案は現八九条から「又は公の支配に属しない慈善、教育、若しくは博愛の事業に対し」なる文言を削除したものである。

なお、靖国神社の国家護持を憲法上の疑義なしに実現するためには、右の規定に但し書きを置いて、例えば「但し、靖国神社の維持のための支出は、この限りではない」と、すれば良いであろう。但し、このような改正には抵抗が強いと思われるので、第一次改正案には盛りこむべきではないであろう。

おわりに

はじめに述べたように、右十項目のほかにも改正すべき箇所は多々あるが、それは、改正の緊急度から、第二次以降の改正に委ねてもよいと思われる。

なお、内容的にはほとんど関係がないため、緊急な改正の必要性はないものの、できれば第一次改正の対象とすることが望ましい

## 自民党憲法調査会

### 「前文メモ」（上村メモ）

二日の自民党憲法調査会総括小委員会に上村小委員長が「憲法前文についてのメモ」として提示した内容は次の通り。

われら日本国民は、民主主義共通の理念たる国民主権、個人の尊厳、基本的人権の保障、代議制民主主義、権力分立制、司法権の独立を尊重し、平和主義と国際協調主義をさらに推進することを声明する。

われら日本国民は、長い歴史と伝統に基づいて築き上げられてきた祖国を、よりよく発展させるために、内にあっては国民の福祉、文化の向上、社会的正義の実現、家庭と祖国との調和をはかり、やもすれば起こる自由および権利の乱用、国費の浪費、国政の能率低下を国民の理性によって克服し、外に対しては独立、対等、内政不干渉を条件として諸外国との友好関係を促進し、もって世界平和の確立に寄与する。

ここにわれら日本国民は、民主主義と平和主義を基調とするこの憲法に全幅の賛意を表し、一致団結してその理念の実現に努めることを誓う。

ものとして、現憲法の旧かなづかいを新かなづかいに直す（例えば第九九条の「負ふ」を「負う」に直す等）ことや、明らかな用語の誤りを直す（例えば、第六十条の「予算」を「予算案」に直す等）ことを挙げることができるが、この点に手をつけると、極めて多くの条文の改正にわたるため、あたかも全面改正のような印象を与えることになり、抵抗が強いかもしれない。もし、そうであるとするならば、これらの改正も第二次改正以降にまわしても良いであろう。

また、自衛隊の憲法上の認知と同時に、国家の非常事態に対処する措置を講ずべきだという考え方も当然あり得るか（非常事態対処規定の欠如は、国家の基本法として現憲法の最大の欠陥の一つではある。）これらを同時に行うことは、改憲は軍国主義化を推し進めることになるとの批難を招来し、改憲を事実上不可能にしてしまうであろう。従って、第一次改正においては、この点をとりあげることは、差し控えるべきではないかと思う。

なお、現憲法の第三章（国民の権利及び義務）についても、種々問題はあがるが、これに手をつけると相当大幅な改正とならざるを得ず、現状では困難であろう。

付記

自民党憲法調査会において問題とされている前文の改正について若干付言しておきたい。たしかに、現在の前文は、「ボツダム宣言の受取り書」だとか「詫び証文」だとか言われてもいたしかたない内容であり、いざれ改められるべきであることは言うまでもない。

しかし、そうしたことは、憲法全体について言えることであって、とくに前文に限ったことではない。それに前文は、憲法の基本原理について述べているわけであり、それに手をつけることは、基本原理に変更を加えるような印象を与え、違憲派の強い反発を招くことになり、改憲作業にブレーキをかけることになりかねない。

また、前文は、本文とは異なり、そこから直ちに法的拘束力を導き出しうるものではなく、本文各条項を解釈する場合の指針としての役割を果たすものであることを考えれば、その改正の緊急度は、本文の一部の条項に比べて、それほど高いとは言えない。

全面改正が可能な状況であるならまだしも、国民の間に改憲アレルギーの強い現状では、前文の改正は第二次改正以降に持ち越した方がよいように思う。



# 1 旧自由党案

## 前文

- 一、わが國が独立回復により、わが國の歴史と伝統を尊重し、國民の意思に基き、自主的憲法を確立する旨を明にする。
- 二、國權は國民に發することを明かにし、國民の自由と權利を保障し、社会の安寧、民生の向上を念願して、民主主義、平和主義、人權尊重主義を基調とする國家の繁榮、福祉國家実現の理想を掲げる。
- 三、世界の平和、人類文化の發展に寄与せんとする國際協力の態度を宣明し、これが為には、一切の侵略戦争を放棄し、他國民の自由に干渉することなく、國際法規を遵守し、互恵平等を条件として國際的平和の組織並に集團防衛体制に参加する旨を明にする。

## 天皇

- 保護尊重し親の子に対する扶養および教育の義務、子の親に対する孝養の義務を規定すること。農地の相続につき家産制度を取入れる。
- 五、國防の義務、違法の義務、國家に対する忠誠の義務を規定する。
  - 六、國民の幸福な生活実現のため、國家經濟の發展に協力する義務を規定する。

## 国会

- 一、国会は國權の最高機關である旨の規定は改めるものとする。
- 二、國會議員は國民全部の代表であることを明かにする。
- 三、二院の異質性を明かにするため參議院は選挙された議員と推薦された議員とを以て組織することを考慮する。
- 四、衆議院議員選挙につき小選挙区制の採用、參議院議員選挙につき間接選挙制の採用、全国選挙区制の廃止を考慮する。(選挙法改正と関連)
- 五、參議院議員の任期を改める。
- 六、法律案等の自然成立の期間を短縮するものとする。
- 六、解散の根拠を明かにすると共に必要な制約の方法を講ずるものとする。
- 八、審議の慎重を期するため停会を認めるものとすると共に必要な制約の方法を講ずるものとする。

- 一、天皇は日本國の元首であつて、國民の總意により國を代表するものとする。
- 二、天皇は内閣の進言に基いて憲法に定める行為を行い、内閣がその責任を負うものとする。

- (一) 予算の公布
  - (二) 國會の停会
  - (三) 宣戰講和の布告
  - (四) 非常事態宣言及び緊急命令の公布
  - (五) 條約の批准
  - (六) 國務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任命状、並びに大公使の信任状の授与
  - (七) 外國大公使の信任状の受理
  - (八) 大赦、特赦、減刑、刑の執行免除及び復権
  - 四、皇室財産の規定は法律に譲る
  - 五、憲法改正の發議に天皇の認証を要するものとする
- 附、皇室典範を改正し、女子の天皇を認めるものとし、その場合その配偶者は一代限り皇族待遇とする。但しその場合摂政となることを得ないものとする。

- 九、不信任案提出につき提案の定数、表決に何等かの制約を加えるものとする。
- 一〇、通常國會の会期を短縮すると共に臨時國會召集要求の制約を撤にし、要求あれば一定期間に召集しなければならぬものとする。(国会法改正と関連)
- 一一、戦争及び非常事態の宣言については國會の承認を要するものとする。

## 内閣

- 一、行政權はすべて内閣に属することを明確にする。
- 二、内閣総理大臣その他の國務大臣は、文民でなければならぬという要件を、現役軍人を排除することに改める。
- 三、内閣に権限に、法律案並びに憲法改正發議案の提出及び國會の召集、衆議院の解散、國會の停会、並びに栄典授与の決定を加える。
- 四、内閣総理大臣は、内閣を代表して軍隊を指揮するものとする。
- 五、戦争及び非常事態の宣言、國防會議及び軍の編成維持の事務を内閣の権限とし、戦争及び非常事態の宣言には國會の承認を要するものとする、國會の召集が不可能な場合の措置につき考慮すること。
- 六、國會の閉會中、緊急事態に際して内閣は

## 國の安全と防衛

- 一、「國の安全と防衛」に関する一章を設け、戦争放棄は前文中に宣明すると共に、國力に応じた最小限度の軍隊を設置し得るものとする。
- 二、軍の最高指揮權は内閣を代表して内閣総理大臣におき、國防會議、軍の編成、維持、戦争並に非常事態の宣言、軍事特別裁判所、軍人の政治不干渉並に權利義務の特例等軍事に関する最小限の規定を設ける。
- 三、國防に協力する國民の義務並に戦争又は非常事態下における國民の權利義務の特例については別途考慮する。

## 國民の權利及び義務

- 一、基本的人權の主要なるものを各条に列記してその保障の原則を明示する。
- 二、各条に列記したもののその他の基本的人權は社会の秩序を維持し公共の福祉を増進するため法律を以て制限し得る旨を規定する。
- 三、全般に条文を簡略にし、殊に刑事手続に關する規定の一部を刑事訴訟法に譲る。
- 四、旧來の封建的家族制度の復旧は否定するが、夫婦親子を中心とする血族的共同体を檢討する。

- 法律に代るべき命令を出し得ることとする。この場合は次の國會においてその承認を求め承認を得られなかつた場合は將來に向つて無効とするものとする。
- 七、條約の締結について、國會の承認を要するのは、立法權、予算審議權など國會の權限に關係のあるものその他政治的に重要な條約に限るものとする。
  - 八、國務大臣の訴追されない特典については、内閣総理大臣を含み、訴追のうちには逮捕を含むことを明かにする。
  - 九、國務大臣の用語を統一すること及び大臣の呼称につき考慮する。

## 司法

- 一、法律により特別裁判所を設置することができるものとする。
- 二、裁判官は良心に従い、独立してその職權を行い、憲法及び適法な法令にのみ拘束されるものとする。
- 三、最高裁判所の規則制定權は法律に反しない範圍に限定されるものとする。
- 四、最高裁判所裁判官の國民審査制はこれを廢止するものとする。
- 五、最高裁判所の長官その他の裁判官の任命については、司法の独立性と裁判官の適格性を確保する趣旨から陸海軍委員會の如きものを設けて、その議を経ることとする。

六、いわゆる憲法裁判所を認めるものであることを明確にし、違憲審査については国務行為、条約等につきその限界を明確にする。七、裁判公開を停止し得ない場合を法律によるものとする。

## 財政

- 一、予算の増額修正については、政府の同意がなければ発議できぬものとし、新たに国庫の負担をもたらす議員立法については、その抑制につき考慮する。
- 二、予算不成立の場合の処置として、暫定予算の外に政府の責任支出を認め、事後に国会の承認を得るものとする。
- 三、予算も公布するものとする。
- 四、皇室財産並に皇室の費用の規定は削除する。
- 五、公金その他公の財産の民間団体又は事業に対する支出禁止の規定は削除する。
- 六、決算は国会に提出して両院の承諾を得なければならぬものとする。但し戦時において軍機保持のため毎年決算を検査確定することが困難な場合の措置を考慮する。
- 七、非常事態において、国会召集の不能又は余裕のない場合、政府の責任支出を認め、事後に国会の承諾を求めるものとする。

## 地方自治

- 一、地方公共団体の組織及び運営に関する事項のみならず、地方公共団体の種類も、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定めるものとする。
- 二、地方公共団体の長を画一的に直接選挙する制度を改め、法律の定めるところによって、選出することとする。法律の定めるその他の官吏の選挙に関する規定は、之を削除する。
- 三、一の地方公共団体のみに適用される特別法でその地方公共団体の住民の投票に付さなければならぬものは、特に法律で定めるものに限定するものとする。

## 改正

発議権を内閣にも認めることとし、特別多数決と国民投票はその何れかの一によることとする。現行憲法の改正手続に付ては、特別に考慮するものとする。

## 最高法規

前文中に国際協力主義を明にすると共に、国際協力による集団安全保障体制への加入と、国際条約と主権制限の関係を明定する。

## 日本国憲法

### 全面改正を要する理由

- 一、制定の時期が、敗戦による外国軍隊の占

領下という異常な状態で国民の自由な意見発表も許されず、ポツダム宣言の「日本国民の自由を表明せる意思」は見られず、したがって同宣言に関する連合国回答にいわゆる「日本国政府の形骸は日本国民の自由を表明せる意思により決定せらるべき」状況になかった。

二、原爆は、日本の実情にうとい、少数の外国人によって、早急の間に起案され、天皇の一身上の安全を条件に最後通牒的に受諾を強要されたものである。

三、制定の手続において、帝國憲法改正の形式をとっているが、それは事実上反し、論理にもとより、しかも帝國憲法自体の明文にも違反している。

四、右のような事情から、その内容とするところも、敗戦の確認、不侵略の誓約といった意味合のものや、明らかに日本の弱体化を第一義とし、憲法本来の使命たる国民の幸福、国家の発展を第二義的に考えたと思われるものを含んでいる。

五、日本の軍国主義や封建性の否定のために設けられた規定で単なる過渡的意義を持つにすぎず、今日にして見れば無意味なものや、中には行きすぎ、不合理を露呈しているものも多い。

六、最初から日本の国情を無視したもの、あるいは、その後の内外の情勢変化で、真情

に添わなくなつたもの、運用の経験から改正を必要とするものが少なからず存する。七、明白な字句の誤り、矛盾重複も少なからず発見されるし、全体として文体があまりに翻訳調で、独立国の憲法たるにふさわしくない。

## 2 旧改進黨案

### 前文

各委員の意見は単に部分的な改正でなく全面的改正をなすべきであるというにある。従つて、前文についても民主主義、平和主義、国際協調主義等の現行憲法における進歩主義の原則はこれを持しつつ自主独立の精神を骨格として全面的に書き改めるべきであると見る見解が圧倒的である。

現行憲法の前文は、その内容は消極的且つ隷屬的であり、その用語も翻訳調で、生硬、難解なものが少くないから、これを積極的、且つ自主的な内容のものとし、その文体も国民情操に合致した平明なものとする。

### 第一 天皇の地位

一、天皇が國の元首的地位にあることを明かにする。

國を代表する元首のあることは国際法からも当然である。しかるに元首に関する規定がなく天皇が元首たるの地位に在るか否かも明らかでない。よつて何等かの表現を以て、天皇が元首的地位に在ることを明確化する必要がある。之と同時に若し「象徴」という表現を存続するとすれば、「皇位」が民族の統合と伝統の象徴であるという趣意の表現を用うることとなる。

但し上述の如き趣意の改正は明治憲法の天皇主権に復元することを意図するものではない。

### 二、天皇の権能

第七条の内閣の助言と承認による天皇の國事に左の行為を追加する。

- 1 大使、公使の任免及び信任状の授与
- 2 大赦、特赦等を行うこと
- 3 条約の批准

尚、現行第七条の「助言と承認」という辞句及び「國事行為」という称呼については何等かの改正を必要とすること、特に「助言と承認」については「承認」を削除すべしとする意見もあるが更に慎重に検討を加えることとする。

### 第二 戦争放棄

國家の独立を保持し、國民の生存と安全を守る為の武装は、人類文化の現段階において

は、これを容認せざるを得ない。わが改進黨は現行憲法第九条の下においても自衛のためには戦力の保持を許されるという解釈をとっている。しかし反対説もある。國家の防衛という如き根本的な重要問題について、憲法上の論争の余地が存することは不適當である。故にわが國が平和を愛好する國家たる大原則はこれを堅持し、従つて國權の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は國際紛争解決の手段としては永久にこれを放棄するといふことは明記するが國家の独立と自由を防衛するため陸海空軍その他の戦力を保持することが出来る旨の規定を設ける。

しかしながら、一方、國家の防衛が如何に必要であつても、その目的は、結局國民の生存、安全、幸福のためのものであるから、軍事費が國民生活を犠牲にするほど甚大なものとなつたり、國民の社会生活上の自由を軍隊により又は軍事上の目的の名において極度に圧迫したり軍が政治に干渉したり、況や自衛軍がその目的を逸脱して他國の侵略に使われたりすることは厳にこれを戒めなければならぬ。そのためには、次の如き憲法上の規制を明文化する必要がある。

- 1 軍閥の発生を予防するため、國會の軍に對する優位性を確保すること。従つて

(イ) 宣戦及び講和については、國會の議決を絶対の要件とする旨の規定を設けると

同時に、宣戦の布告は、内閣の助言により、天皇が國民の名において行う旨の規定を設ける。(註、天皇が元首として、しかも主権者たる國民の名において行うという意味で、天皇の章の改正と相俟たなければならぬ。)

(イ) 軍の編成並に兵力量は、法律で定める。

(ロ) 最高指揮権—我が國が自衛の爲めの國防軍を有すると規定する場合に於て最高指揮権の所在、及びその行使の機構を如何にすべきやは、實に重大且つ深刻な問題である。軍の統率は必ずしも一般行政の觀念中に入るべきものではない。國會を以て國權の最高機關とする戦後の我國國家構成を保持する以上最高指揮権は憲法上は國會に屬するものと觀念し總理大臣は國會の授權に依り之を行使するものと規定し、その行使については國防會議の補佐に由らしむることを条件とし、なお司令官、總司令官等の任命については國會の承認を得ることを要すと為すが如きも一案である。國防會議の構成及びその機構の詳細は無論法律に譲るべきであるが、その大綱的要件、例えば文民優位の爲めの条件等は憲法中に一條を設くべきである。

2 内乱等の場合に処するため戒嚴の規定を置く必要がある。

(イ) 戒嚴の宣言は、國會の承認を必要とするものとする。

(ロ) 戒嚴の要件及び効力については、法律で定めるものとする。

(ハ) 戒嚴宣言は、國民の權利自由の制限を伴うものであつて、極めて重大な問題であるから、その要件及び効力について少くともその大綱は、憲法に明記する方がよいという見解もある。

3 獨立國の國民が自らの國を自分で守ることは當然であるから「日本國民は國家を防禦する義務を有する」旨の一ヶ條を國民の權利義務の章におく必要がある。

4 軍は、國家防衛という重大な責務を有するものであるから、軍隊内の規律は特に厳重でなければならぬ。従つて

(イ) 軍人に関しては、一般國民に保障される權利自由について、除外例を憲法上或る程度認めることは已むを得ない。

(ロ) 軍の規律を保持するため軍事特別裁判制度を設けすべきであると言ふ意見が多数である。

5 軍を日本領土外に出動させることは禁止する旨の一ヶ條を置くかどうかについては問題があるけれども、日本が國際平和機構(國際連合又は將來の世界連邦など)に参加し、その憲章、協定又は國際協力義務(共同防衛義務の分担)から海外派兵ということ

とは将来起り得ることであるから、この問題は更に充分検討を加えるものとする。

6 世界恒久平和實現のためには従来の絕對主權國家概念は止場されつつあるという、諸國の事例に於て人類福祉の増進に寄与するための高次の國際機構に対し國家主權の一部移讓を容認する旨の規定を憲法に置くことを可とする見解もある。

### 第三 國民の權利及び義務

#### 一、基本的人權

憲法第三章中國民の權利の保障に関する規定は、個々の基本權についての條項では、殆んど無制限に不可侵のものとして規定し、しかも一二條、第一三條において抽象的にかかるとも「公共の福祉」のため行使すべく、また「公共の福祉」に反するものは立法上制約あるべき旨を定めておるが、憲法に總則を置くべき旨を總則に集めるを可とするであろう。且今日迄の實踐に徴すれば「公共の福祉」の名の下に基本的人權が不当に狭められる傾向がある。基本的人權の制約については左の如く個々の權利に関する條項において制限の要否と限界等を明瞭にするべしと望ましいとの意見が有力である。

1 言論出版その他一切の表現の自由は個人の名譽を毀損し、又は善良の風俗を紊亂し

ない限りこれを保障する。

2 所有權其他の財産權不可侵の大原則を明確に之を掲げるのは當然であるが、その行使については社会正義を無視してはならない旨をも明にする必要がある。(現行二九條第二項に於て財産權の内容について單に抽象的に公共の福祉と関連せしめてゐるのは適當ではない)

3 教育に関する規定(二六條)においては「義務教育はこれを無償とし、國がこれを監督する責を負ふ」旨の如く規定する。

二、國民の義務に関する規定  
憲法第三章の規定は十八世紀、十九世紀の各國の憲法に類し、圧倒的に權利保障の規定が多く、國民の連帶的な義務に関する規定が少いから次の如き條項を設けることを考慮する。

1 「國民はこの憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」

(これに関連し九九條の天皇その他の憲法尊重の義務に関する規定は宣誓規定に改めるか、または之を削除する。)

2 「國民は法律の定めるところにより國を防禦する義務を負ふ」

三、家族生活に関する規定

家族生活に関する二四條の規定は個人の尊嚴と両性の本質的平等の二原理を掲げているのみである。旧家族制度への復元は嚴に警戒

せねばならぬが、苟も家庭なるものが存在する以上は家庭の平和、家族の幸福を目的とする第三の原理を表明すべきものではなからうか、又農地の相続に關しその細分化を防止する何等かの方法を考案すべしとの論が有力に唱えられた。そのためには外國に行われてゐる家産制度につき調査を進めたい。

### 第四 國會

#### 一、衆議院の解散

衆議院の解散については第七條及び第六九條の解釈をめぐつて各方面の議論が多く尙婦一を見ない状態であるが、當部會に於ても左の如き論議があつて結論を今後の審議に保留することとした。

1 衆議院の解散は現行憲法第六九條の如き場合及び衆議院が解散の決議を成立せしめた場合以外には内閣の専断的判断によつて解散を行ひ得ないものとする。

2 現行憲法第七條の如き場合によつても解散を行うことが出来るが、何等かの制約を加えることとする(例えば同一首班内閣による一ヶ年以内の連続解散を行ひ得ないものとする等)

#### 二、參議院の構成及び権限

1 全國制の廃止  
2 任期を四年とする(三年とする意見もある、この場合には衆議院の任期も考慮す

る)

3 定員の中、五十名乃至百名を推薦制にする。推薦母体については選挙制度調査會の答申案(註、右選挙制度調査會の答申案は委員を十二名とし、内閣總理大臣、衆議院議長、參議院議長及び最高裁判所長官、言論界代表二人、大學學長代表二人、實業界代表二人、労働界代表二人として衆議院において指名する)を一応參考とするも尙検討を加ふる。

#### 三、國會の召集

召集については現行通りとするも臨時國會の召集については議員一定数以上の要求があれば「一定の期限内に」召集することを要する。期限については國會法に委任する。

#### 四、議員立法

議員立法を制限する問題は國會法の問題として考慮する。

### 第五 内閣

現行の規定によれば内閣總理大臣の権限が余りに強大に失するやに思われる点が少くない。これに何等かの制約を加ふることを考慮する。

#### 一、内閣總理大臣及び國務大臣の任命

1 内閣總理大臣は國會議員の中から國會がこれを指名し、天皇がこれを任命する。  
2 その他の國務大臣は内閣總理大臣の推薦

- により天皇これを任命する。その過半数は国会議員でなければならない。
- 3 國務大臣に対する罷免の規定を削除する。
  - 4 内閣の連帯性を強化することを考慮すべしとする意見が多数である。
  - 5 文民の規定を削除するを可とするの意見及び内閣総理大臣並に各國務大臣の大臣の名称はこれを適当な名称に改める旨の意見がある。

## 第六 司法

### 一、違憲立法審査機構

現行最高裁判所の法令審査権の規定(八一条)は不明確であり、またその運営も所期の通りでないから、左の方法の何れかによって現行制度を改正することを考究する。

- A 最高裁判所とは別に憲法裁判所を設置することとし、現在の最高裁判所を第三審の司法裁判所とする。この場合には憲法裁判所の構成、権限等を憲法中に規定する必要がある。
  - B 現行最高裁判所を純粹の憲法裁判所に改め、一般の上告事件は別途処理することとする。
  - C 現行最高裁判所に特に違憲立法の審査を行う部門を設置する。
- 二、最高裁判所の裁判官の国民審査

これに関する七九条の規定は外國にもほとんど類例を見ず、また実効もないからこれを廃止する。その代り現在内閣の責任のみで行うその任用方法については別に改正方を考究する。

## 第七 財政

- 一、公の財産の支出又は利用の制限(八九条)は立法趣旨明確を欠きまた厳格にすぎることから、これを存置するとしても緩和する必要はある。
- 二、政府提案の予算に対する国会の増額修正の問題に関しては国会法の改正と併せてこれを検討する。

## 第八 地方自治

### 一、地方公共団体の長の公選制

現行の直接選挙制(九三条二)による首長主義は、その実情に応じて間接選挙による議会議主義にも依り得るものとするを考慮する。

なお地方公共団体の法律の定める吏員の選挙制はこれを削除する。

- 二、一の地方公共団体のみに適用せられる特別法の住民投票

これに関する九五条の規定は、あらゆる國の特殊事情に由来するものであって、わが國ではこの租立法は不要である。

## 第九 憲法改正

現行の改正手続(九六条)は各議院の三分の二以上の賛成と、国民の承認との双方を必要とし、厳重に過ぎるから、これを凡そ左の如くすることを考慮する。

「憲法改正は各議院の三分の二以上の賛成で成立するものとし、参議院の賛成が二分の一以上に止まるときは国民投票の過半数の賛成により成立せしめる」、但し現行憲法の改正は、国会の発議により現行の九六条の手続によつて行わなければならないことは勿論である。

## 第十 最高法規

現行の最高法規に関する第十章の規定は連邦國家であるアメリカ憲法に由来するもので、他の条章と重複しまた趣旨不明の点もあり憲法審議のときから不要又は修正を唱えられたものであるが、これを改廃する必要がある。



# 自由民主党・憲法改正の問題点

調査会における調査研究は目下熱心に継続されており、その結論を得るには、なお時日を要する。その審議の現段階において、指摘されている主要な問題点を便宜上現行憲法の章別に掲げれば概ね次の通りである。

## (一) 前文について

現行憲法前文の基本精神とするところは、もちろん尊重すべきであるが、現在の前文は表現において冗漫であり、且つ翻訳調であるのみならず、その内容において、いかにも消極的、他力本願的である。

よつて、これを全面的に書き改めて、国民主権の宣言とともに、個人の尊厳、基本的人権の保障、平和主義及び国際協調主義の原則を明示し、文化向上、国民の福祉、民族の繁栄に対する理想と決意を表明する等、積極的且つ自主的な精神を盛り上げる。

「備考」前文については、つとに、旧帝國議會において現行憲法審議の際社会党議員によつて、これは「源氏物語の法律版」であり、「泣くが如く訴うるが如き哀調すら漂っている」と批判されたところである。

## (二) 天皇について

調査会の基本方針は国民主権の原則をいささかも変更するものではない、一部の人々の臆測することく、天皇を実権者とし、あるいは、天皇の地位を明治憲法下におけるそれに復せんとするが如き議論は片鱗だに出ない。

### (1) 象徴という表現

現行憲法の「象徴」という表現は、いかにも翻訳的であり意味も分明を欠いている。独立國である以上は、君主國たる共和国たるを問わず何人が國の代表者であるかを確認し得るのが常則であるにかかわらず、この点について、現行憲法の規定は甚だ不明確である。

(すなわち、わが國には、國を代表するものが存在せず、又は、天皇と内閣総理大臣とがその地位を分つていというが如き論すら見られるところである。)

右に関連し「象徴」という表現を他のことばに変更すべきではないかの論があり、慎重に検討されている。

(なお、これに関連して、天皇が元首である旨の明文を設けることの可否の問題があるが、この点は特に慎重に考慮を要するものとされてくる。)

### (2) 國事行為の調整

以上の欠陥を成している主因は、「象徴」という表現の不明確とあ  
いまって、天皇の国事行為に関する第七条の列挙事項が一貫性を欠  
いているところにあると認められる。

よって、天皇が対外的に國を代表することを明らかにするため、  
国事行為に調整を加えて、現在、天皇の認証となつてゐる条約の批  
准書、大公使の信任状その他外交に関する文書等は、天皇の名義に  
おいて発せられるよう改めることが考慮されている。

右と併せて、現在、榮典が天皇の名において授与せられることに  
なつてゐるのに対し、恩赦が認証となつてゐることは、権衡を失し  
てゐるから、恩赦も榮典と同様の扱とすることが考慮されている。  
以上のいずれについても、現行憲法第七条における国会の召集そ  
他の場合と同様実質はもろん内閣の決定によるものとし、単に  
行為の外形が天皇の名においてなされるものとする。

### (三) 戦争放棄について

調査会の基本方針は、平和主義を堅持し国際協調主義を推進するに  
ある。

#### (1) 自衛の軍備

現行憲法第九条を見ると、その第一項は「国際紛争を解決する手  
段として」の戦争及び武力の行使等を禁ずるものであり、自衛のた  
めにする戦争及び武力の行使等を否定するものでないことは一般の  
通説であるのみならず、規定の文面上も明らかである。なお、同条  
第二項の規定についても、それが自衛のための武力の保持までも禁  
じてゐるものとは解し得ないが、この第二項の解釈については種々

の議論がある。

よって、侵略戦争の放棄に関する現行憲法第九条第一項の根本精  
神はこれを堅持しつつ、自衛のため最少限度の軍備はこれを保持し  
得ることとする。

「備考」一部には、海外派兵、徴兵制度等の実施を目的として改  
正を企ててゐるものの如く臆測する者があるが、これはわれわれ  
の真意を誣るも甚しいものである。

#### (2) 軍の最高指揮権

この場合、かりそめにも、往年の軍閥の発生、統帥権独立のこ  
き弊の生ずる余地ならしめるため、軍隊の最高指揮権は、あくま  
でこれを政府及び国会の統制の下に置くよう規定を整備する。

### (四) 国民の権利及び義務について

基本的人権尊重の原則を堅持すべきは当然であり、調査会はむしろ  
福祉国家の建設を目ざしてその拡充を検討している。

ただ現行憲法の規定は、いかにも雑然としており、且つ、わかり難  
いので条文の配置及び表現等に整備を加え、秩序ある体裁に改める必  
要が認められ、なお、その実体について、次のような点が指摘され  
てゐる。

#### (1) 個々の基本権と「公共の福祉」との関係

現行憲法においては、右の関係が明確を欠いてゐるため、公共の  
福祉の名の下に基本権が不当に制約されるおそれがあり、あるいは、  
逆に、特定人の権利の乱用が放置されて、他人の基本権が侵害さ  
れ、ひいては公共の福祉に障害を生ずる面も少なくない。したがっ

て、これが相互の関係を明確ならしめるべきではないかといふこと  
が問題となつてゐる。

#### (2) 母子老人の保護規定

現行憲法では、児童保護について、その酷使を禁ずる規定が見ら  
れるのみであるが、これのみに止めることなく、ひろく、母子、老  
人等の保護に関する規定を設けることが考慮されている。

#### (3) 国民福祉に関する諸規定

勤労の権利、最低生活、社会保障等に関する現行憲法の諸規定  
は、抽象的に失し不明確であるので、これをさらに具体化し実効あ  
らしめることが考究されている。

#### (4) 文化の向上に関する規定

科学、芸術の尊重、国費による英才教育等、文化の向上について  
の諸規定の追加も考究されている。

#### (5) 家族(家庭)の問題

戸主権中心の旧家族制度の復活の如きは全く考えられていない  
が、現行憲法の規定は協同体としての家族(家庭)の存在意義をも  
否定するもの如き誤解を与えてゐるので、個人の尊厳と両性の本  
質的平等の原則の下に、何らかの規定を補充することの要否が研究  
されている。

「備考」(イ)多くの民主主義國家の憲法は家族に関する規定が  
ありマッカーサー草案においてすら、「家族は人類社会の基底」  
であることが示されていた。

(ロ)家族(家庭)に関し、国連の人権に関する世界宣言には次  
のような規定がある。

第一六条第三項 家庭は、社会の自然且つ基本的な集団單位で  
あつて、社会及び國の保護を受ける権利を有する。

なお、憲法に家庭の保護育成に関する規定を設けた例は、西  
独、フランス、イタリア、スペインその他非常に多い。

#### (6) 刑事手続に関する諸規定

現在の規諸定の精神とするところは、公権力の乱用を防止し、も  
つて基本的人権を擁護せんとするものであり、その趣旨は、当然尊  
重しなければならないが、各個の規定について見るときは、あまり  
に詳細に失し、他の諸規定と権衡を失するものも少なくない。

なお、黙秘権(三八条)については、条文の表現が必らずしも適  
確でないために、公判廷における自己の氏名の黙秘などこれが乱用  
と見られるような事例もあるので、基本的人権の保障を全うしつ  
つ、事案の真相を明らかにし、裁判の適正を期し得るよう措置する  
ことの必要が指摘されている。

#### (7) 基本的義務に関する規定

二十世紀における諸外國の憲法の趨勢に鑑み、社会連帯の理念に  
基く國民の基本的義務たとえば他人の人格、権利を尊重する義務、  
社会秩序を尊重する義務、国土防衛の義務等が考究されている。

「備考」(イ)國民の基本的義務に関してはたとえば、国連の  
「人権に関する世界宣言」には次のような規定がある。

第一条……人間は、理性と良心とを授けられており、同胞の精  
神をもつて互に行動しなければならない。

第二十九条 何人も、その人格の自由且つ完全な発達がその中に  
あつてのみ可能である社会に対して義務を負う。

何人も、その権利及び自由を行使するに當つては、他人の権利及び自由の妥当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的の社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を充足することをもつばら目的として、法律が規定している制限のみに従わなければならない。

これらの権利及び自由はいかなる場合にも、國際連合の目的と原則とに反して行使してはならない。

第三〇条 この宣言は、いずれかの国、団体又は個人がこの宣言に掲げられている権利及び自由のいずれかを破壊することを目的とする活動に従事し又は右の目的を有する行為を遂行するいかなる権利をも、包含しているものと解釈してはならない。

(ロ) 国土防衛の義務については、徴兵制度等の実施を目的として考究されているものではない。

なお、国土防衛の義務に関する規定は大多数の国の憲法に見られるところであり、ことにソ聯邦その他共產圏諸國等の憲法では、きわめて徹底した規定を設けている。

その一例として、ソ連憲法には次の如き規定がある。  
第三百三十三條 祖國の防衛は各ソ連邦市民の神聖な義務である。  
國に対する叛逆すなわち忠誠の宣誓違背、敵側への脱走、國家の軍事力の毀損、間諜は極悪の犯罪として法律によつて極めて嚴重に処罪される。

#### (五) 国会について

##### (1) 参議院の組織

限閱を明確にすべきではないかとの論がある。

「備考」 独・仏・伊などの憲法は、立法機関に付議すべき条約についてこの種の限閱を明かにしている。

##### (4) 臨時の応急措置

国会閉会中に不時の災害などが発生し、国会の召集すら不可能の場合があり得る。このような場合に対処するための立法上、財政上の応急措置の要否などが研究されている。

#### (七) 司法について

##### (1) 国民審査

最高裁判所の国民審査については、他國に殆どその例を見ないし(全世界を通じ、わずかにアメリカの州ミズリーの憲法にその前例を見るのみ)多額の国費を要することでもあって、世論も批判的であるので、これに代るべき適切且つ合理的な民主的方途が考究されている。

##### (2) 裁判所規則と法律との関係

裁判所規則と法律との効力関係については、従来解釈上の疑義があるので、裁判所規則は法律の範囲内において制定されるべきものとする等、その関係の明確化について研究されている。

##### (3) 最高裁の違憲審査権

最高裁判所に憲法裁判所的な性格を与え、一般的に違憲立法等を審査する権限を与へしとの論がある。この点についても慎重に検討を加える。

立法例も少なく、厳格に過ぎるとの論もあるので、これが緩和について検討が進められている。

##### (2) 内閣の憲法改正提案権

国会に対し、憲法改正の原案を内閣が提案し得るか否かについて、一部に解釈上の異説が見られるので、これを明確にすることが考究されている。

#### (十) 最高法規について

兩院制を採る以上、兩院の構成に各々特色あらしめることが、その効用を發揮せしめる所以であることは一般の通念であるにかかわらず、現行憲法のわく内では、兩院の性格に適切な差異を設けることが困難となっている。

右の趣旨から、たとえば参議院の一部に、直接公選以外の民主的な手続によつて適材をその構成に加える道を設ける等、参議院の組織の合理化についての方途が考究されている。

なお議員の任期について、これを短縮することの当否も検討されている。

##### (2) 国会の権限

予算の増額修正権、予算を伴う議員立法、及び國政調査権等に關する問題が採り上げられている。

#### (六) 内閣について

##### (1) 國務大臣の罷免方法

内閣総理大臣が國務大臣を任意に罷免し得る現行制度の当否について、連帶責任制の問題と關連して検討されている。

##### (2) 解釈上の疑義の解消

内閣の法律案提出権及び解散権について、従来解釈上の論議があるので、これらに関する法文の明確化を考慮されている。

##### (3) 国会の承認を要する条約の範囲についての調整

条約は、主として立法事項、財政事項など本来国会の権限に屬する事項を内容とするもの、その他政治的に重要なものについて、国会の承認を要することとするなど、条約に關する国会と内閣との権

#### (八) 財政について

公益事業に対する公金支出等の制限撤廃

現行憲法第八九條は、慈善、教育又は博愛の事業に対する公金その他による公の援助を制限しているが、その立法の趣旨自体、明瞭を欠くのみならず、かえつてこの種民間事業に対する公の助成を必要とするわが國の実情に背反するものであることは、一般の指摘するところであり、その撤廃の必要が論ぜられている。

#### (九) 地方自治について

##### (1) 直接選挙制の緩和

地方公共団体の長については直接選挙以外の選出方法も定め得るよう条件を緩和すべきであるとの論もあるので十分研究することとなっている。

##### (2) 住民投票制の合理化

現行憲法は、一つの地方公共団体のみに適用される特別法に対し、住民投票を要求しているが、たとえば特定の公共団体にのみ利益を与える法律についてまで、多額の公費を費して住民投票を行うときは、全然無意味である。従つてこれについては、その緩和ないしは根本的再検討が考慮されている。

#### (十) 憲法改正について

##### (1) 国民投票制の再検討

憲法改正についてあらゆる場合に国民投票を行う制度は、他國の

条約と憲法との関係

第九十八條等に関連し、条約と憲法との優越関係について、従来、解釈上の疑義があり学説も対立しているので、その明確化の問題が採り上げられている。

以上、現行憲法の章別に従つて、問題点の概略を示したが、調査会においては、章別その他全般の構成についても、新たな構想の下に研究を進めていることはいうまでもない。

## 自民党憲法「改正」要綱

本案は、一九七二年一〇月六日、自民党憲法調査会（稲葉修会長、当時）の総会で正式決定されたものです。

### 第一 日本国憲法改正の基本方針

およそ独立した民主国では、主権をもつ国民が、自由な意志をもって国民の自由、幸福と国の平和、発展を目標として制定した自主的憲法をもつ。

現行日本国憲法は、占領下、国民にまだ主権がなく、また自由な意志の表明を許されなかったとき、連合国占領軍の強い指導の下に、きわめて短時日の間に作成されたものであるからその中に多くの長所を備えているが、不備不合理な箇所がありわが国情に合致しないところが少なくない。またその表現は明確を欠くため、解釈上疑義があり、わが国および世界の進展にも即応しがたいというらみがある。

よってわれわれは、ここに独立した民主国にふさわしい憲法をもつため、国民の幸福、国家社会の発展に寄与するとともに国際間に正義と平和の理念を確立し、東西文化の融合をはかり人類の福祉と新文化の創造に貢献することを目的とし、つぎの方針をもって憲法を改正する。

#### 一、天皇の地位の明確化

わが国の歴史と伝統にもとづき、天皇が国を代表することを明確にする。

して国を代表する旨を規定する。

### 第二章 戦争放棄

一 平和維持のため、国際紛争解決の手段としての武力行使にかなする現行憲法第九条第一項は、これを存置する。

二 現行憲法は、国の固有の権利である自衛権を否認していないが、これを行使する自衛力の保有について種々の議論がある。

日本国の安全保障は、究極には国連の普遍的集団安全保障機構に依存することを理想とするが、これに到達するまでの間は自衛力の保持と集団安全保障機構によることを明らかにする。

三 自衛力の保持については、文民統制（シビリアン・コントロール）による趣旨を規定する。

### 第三章 国民の権利及び義務

一 現行憲法では、個々の基本権と公共の福祉の関係が明確を欠くため、個人の権利と自由が一面乱用に陥るとともに、他面公共の福祉の名によって不当に制約されるおそれがあるから、憲法上個別的にその内容、限界を定める。

二 国民の権利は、社会連帯の理念にもとづき発揮されるべきものであるから、国民は、他人の権利、自由及び社会の秩序を尊重すべき責務を明らかにする。

三 家庭は、祖先から受けて子孫に伝承すべき人間の生命を育てる礎石であり、また社会の基底であることにかんがみ、国は家庭を保障することを規定する。

四 人間の生存と繁栄を可能ならしめるため、天然資源の開発と自然環境保全の調和をはかりそのため土地の所有権等に制限を加えることを明かにする。

二、世界平和への寄与とわが国の安全保障の確立

日本国は孤立しては存在し、繁栄しないことにかんがみ、地球上から戦争を絶滅し、世界の恒久平和を確保することが、わが国の最高の使命である。わが国の安全保障は、国際緊張の緩和と各国の友好親善の増進のための平和外交によることを第一義とするが、万一の侵略にたいしては、国連の普遍的安全保障機構に依存することを理想とし、これに到達するまでの間は、自衛力の保持と集団安全保障によることを明らかにする。

三、社会連帯の理念による文化的福祉国家の建設

個人とその形成する家庭、社会、国家とは共同体であることにかんがみ、個人の幸福追求と国家社会秩序との調整をはかり真の文化的福祉国家を建設する。

四、人種平等、民族の自主性尊重にもとづく世界連邦の建設

人類社会の真の平等と幸福は究極において人種平等と民族の自主性尊重にもとづく世界連邦の建設によって完成されるべきものであるから、国家主権が、唯一、不可分、絶対、最高のものであるとする従来の憲法理念を改める。

### 第二 憲法改正の方向

#### 前 文

世界平和への寄与と国の安全保障、人権尊重による文化的福祉国家の建設等を盛る自主的憲法を制定する趣旨を明らかにし、簡潔で、格調の高い、しかも国民の親しみやすい文章に改める。

#### 第一章 天 皇

一、天皇の法的地位を明確にするため、天皇は、国民統合の中心と

#### 第四章 国 会

一 現行憲法では、国会は衆・参両院をもって構成され、ほとんど同一の権限をもち、異質性を欠いているから、参議院の特殊性を発揮できるように、その構成、権能について、これを根本的に改めることを考究する。

#### 第五章 内 閣

一 内閣に、緊急状態における特別の立法及び財政措置の権限を付与する規定を設ける。

#### 第六章 司 法

一 裁判の迅速と違憲裁判充実のため、最高裁判所の大法廷は憲法の解釈適用にかなする裁判及び判例を変更する裁判をおこない、小法廷は、その他の裁判をおこなうこと等を考究する。

#### 第七章 財 政

一 現行憲法八十九条後段の慈善、教育、博愛の事業にたいする公金及び公の財産の支出供与の制限にかなする条項は、これを削除する。

#### 第十章 最高法規

一 国際平和機構への参加協力とその場合の主権制限の関係について、新たに規定を置く必要がある。

附記、憲法の改正は、国の最高の課題であるから、憲法改正の必要とその方向につき、十分国民の理解と納得を求め、適当な時期に国会に憲法調査委員会（仮称）を設けて、憲法の条章により、国民に発議する改正案を作成する。

# 自主憲法制定国民会議

安保の「固定期限」終了を一年後にひかえた一九六九年五月三日、日本武道館に一万七千人を集めて自主憲法制定国民大会をひらき、「国民会議」の結成を宣言しました。会長・岸信介（元首相）、副会長・桜田武（当時日経連代表理事）、山岡壮八（作家・故人）のほか幹事五十人（内二十五人が自民党議員）を決定し、以後毎年五月三日に「国民大会」をひらき、機関紙「憲法」（年一回程度）を発行しています。

## 自主憲法制定第十一回国民大会における 同会議理事長植竹春彦氏のあいさつ

本大会に先立ちまして、四月の初旬に開かれました自主憲法制定国民会議の総会におきまして、従来の運動方針に加えて新しい運動方針が決定されましたので、ここに報告いたします。

それは、要するに、当団体におきまして、全国の市区町村議会に働きかけで、憲法を改正すべき旨の決議なり、請願なりを出してもらう、ということでありまして。

つまり、まず、それぞれの市区町村議会から改憲の決議を出してもらって、それからその上部団体の都道府県議会にも決議をしてもらうという方法で、政府にも働きかけ、国会にも働きかけて一日も早く憲法改正の実現を期するという方針を決したわけでありまして。

もっとも、こうしたやり方は、私たち国民会議の独創というわけではなく、これには、すでにそうしたやり方で、見事な結果を見た前例があります。それは元号法制化の運動でありました。（拍手）

この元号法制化の運動は、当初玄人筋では、憲法改正よりも元号法制化の方がむずかしいのではないかと考えられていたのですが、皆さん方のおふれる熱情から見事短期間でもって、国会を通過してしまつた。そこで、この自主憲法の国民会議においても、それを、憲法改正に応用していこうということにいたしました次第であります。

そこで、自主憲法期成議員同盟の方では、岸先生のご支援によりまして、先般全国三千三百の都道府県・市区町村議会に宛て、書面をもつて、改憲刷新の決議をしてくれるよう要請いたしましたところ、早速にまず宮崎県の門川町が改憲決議をして下さり、その後も広島県内や岡山県内、あるいは、北海道などあちこちの町村から、決議や請願が出てきている状況であります。

幸い、昨年、元号法制化実現の運動をなされた方々も、今度やるべきことは憲法の改正問題だ、とおっしゃって下さっておりますので（拍手）、憲法改正運動にも、今後いろいろと困難はつきまといましようが、元号法制化の方式でやれば、自主憲法制定もそう遠くないうちに実現しうるものと確信いたしております。（拍手）

ところで、こうして運動方針は決まりましたが、これを実現するにはどうしても心算がいります。私は、その中心となって下さる方々こそ、今日お集まり下さいました皆様であると確信いたしますので（拍手）、どうぞ皆さん、この運動方針をご諒承賜りまして、打って一丸となつてなんとしても憲法改正を早期に実現して下さいますようお願いして、私のご挨拶といたします。（拍手）

## 自主憲法制定国民会議主な参加団体

アジア国会議員連合・改憲発議国民委員会・国を思う会・軍恩連盟  
全国連合会・憲法調査建議会・憲法の会・国際勝共連合・国土館大  
学・国政記者会・国民文化研究会・松陰会・自主憲法期成議員同盟  
自由アジア協会・新教育者連盟・神社本庁・新日本協議会・政治刷  
新国民運動・生長の家政治連合・全国師友協会・全日本空手道連盟・  
全日本宗教政治連盟・総合文化協会・大道会・東亜連盟同志会・日  
本遺族会・日本栄養士会・日本学生同盟・日本教育推進連盟・日本  
健青会・日本弘道会・日本国体学会・日本国防協会・日本郷友連盟・  
日本傷痍軍人会・日本時政会・日本人の和を願う国民運動・日本青  
年協議会・ひのもと同志会・仏所護念会・奉公協会・北方協会・靖  
国会・養正会



## 今こそ憲法を改め時代を刷新しよう！

自主憲法制定国民会議 会長 岸 信 介  
自主憲法期成議員同盟

まず現行憲法の制定過程に問題がある

第十二回自主憲法制定国民大会が、中京の地、この名古屋において、かくも多数の方々の御参加を得て、開催されるに至りましたことは、誠に感銘に堪えないところであります。

本大会を、これほどまでに盛り上げられましたことは、桑原運営委員長をはじめ、中京地区各界の有力な皆様方の御協力のたまものと、その御苦勞に対し、衷心より敬意を表すると共に、心から感謝の言葉を捧げるものであります。

さて、日本国の現在の憲法は、御承知のように、昭和二十一年の十一月に公布され、翌二十二年の五月に施行されて、今日に至っているのですが、昭和二十一年、二十二年という時代は、どういう時であったでしょうか。

ここには、当時の事情を、全く知らない若い世代の人々も、多数

出席しておられるようでありますので、当時を回顧してみますと、日本が初めて戦争に破れ、総べての物を失い、占領軍によって占領されておった時代であります。即ち日本は独立を持っておられない。そういう時にこの憲法が制定され公布されているのであります。

だいたい、憲法というものは、特に民主主義の憲法は、その国の国民の総意によって、自由なる意志に基づいて作られるのが、憲法の本質であります。

例えば、一九〇六年オランダのハーグで締結された国際平和条約によりますと、占領軍は敗戦国を占領中に、その憲法を含む法規の改正をなすべきではない、ということが決められておる。

また、フランス等の憲法には、外国の軍隊が占領している間は、憲法を改変しないということが、はっきりと、明記されているのであります。憲法というのは、本来そうしたもののなのです。

ところが、今の日本国憲法は、先ほど申したように、占領下の、それも、我々が日本人としての自信を失い、ほとんど自由な言論も許されなかった占領初期において占領軍から命ぜられて作られた憲法であります。

しかも、当時の幣原内閣では、松本内閣に命じて日本側の案を作ったのであります。これは、占領軍が、一撃の下に拒否して、「そうではなくしてこれによれ」といって、英語で書いた憲法が示され、それを翻訳して出来たものが、現在の日本国憲法なのであります。

独立国家の憲法が、このような制定の歴史を持っていて、果してよいものでありましようか。

って、こうした大切な問題に取り組んでいただきたい、と思うのであります。(拍手)

今から二十六年前、当時の鳩山一郎先生、緒方竹虎先生、あるいは三木武吉氏、大野伴睦氏、石井光次郎氏らとともに、私どもが、自由民主党を結成するに際しまして、私どもは「自主憲法の制定」を、立党の精神として、政綱などの中に謳ったのであります。

爾来、私は、自由民主党が党の政綱等に「自主憲法制定」を定めている以上、党員が一致結束してあらゆる機会に、憲法改正の国民運動を盛り上げて行かねばならぬというのが、私の信念であって、敵力ながら、それに全力を尽して参っているのであります。

自由民主党の国会議員の諸君、そして党員や党友の皆さん方も、どうか、こうした自民党の「立党の精神」を理解され、この運動に力を尽していただきたい、と願うのであります。(拍手)

民族の精神構造異変を是正するためにも改憲を

なお、終りに私が特に申し上げたいことは、最近の日本の国情を見ますと、皆さんもお気付きのように、残酷な殺人や冷酷な誘拐などの、本当に身の毛もよだつような犯罪がやたらと横行し、あるいは家庭内において、子供が親に対して暴力をふるうとか、学校において、小中学生が先生に対して暴力をふるう、などといった教育の荒廃、精神面の荒廃が、世上に頻発している点であります。

いま、これらの事件がなぜ起るのか、を考えてみますと、私はそれが、今の憲法の規定の仕方にあると思います。すなわち現憲法の第三章、国民の権利義務の章は、個人の権利ということばさかんに書いてありますが、反面としての義務については、ほとんど

世界の趨勢、時代の推移を正しく認識せよ

なお、現憲法の欠陥は、そうした制定過程の瑕疵ばかりではありません。内容的にも沢山の問題が出てきております。

現憲法が制定されてからすでに三十五年、国内の情勢も非常に変わりましたが、国際情勢も非常に変わってきておる。したがって、世界各国の例を見ますと、有力なる国々は、いずれも数回、あるいは数十回、推移の激しい時勢の進展に合うよう、時代に適合するよう、その憲法の改正を行なって来ているのであります。

この戦後三十五年間、一字一句も改正していない国は、世界広しといえども日本だけです。

私は、日本国民が、憲法に対し本当に関心を持って、果してこれでもいいのかという立場に立って、充分な議論をつくし、研究をつくして来ておるならば、この三十五年の間、一字一句も直さないとしようなことはなかったらどうと思ひます。

しかし、それというのも、日本には、進歩的文化人と称せられる人や、マスコミの多くが、偏った思想にかぶれて、現憲法と現実との間の諸矛盾には目を覆い、ただ観念的に、今の憲法は平和憲法だから守れと宣伝し、国民の判断を誤らしめているからであり、自由民主党の政治家の中にも、そうしたマスコミに迎合して、憲法問題にはふれな、という態度をとるものがあるためだと思ひます。

私は、代議士としての二十八年間、そして、これをやめてからも今日に到るまで、憲法を改正することは日本のために正しいことだと信じて、はたが何と言おうと、一貫して憲法改正を主張して参りました。(拍手)

今の政治家諸君も、単に事なかれ主義ではなく、もっと勇氣を持

ど書いてない。

だいたい、私どもが社会生活を営むに当たっては、自己が権利を持つと同時に、他人もまた、それを持つ。したがって、自己がその権利を行使する場合にも、他人の権利を不当に傷つけないよう、注意して行使しなければならぬ。それでこそ、はじめて社会がうまく運営されるのです。

しかるに、今の日本国憲法は、権利の方ばかりを強調しており、それを反映して、学校教育も「個人の権利」「個人の権利」と権利面だけ教えるから、国民は、自分の好き勝手な言動をすることが、権利であるかのように誤解してしまふ。そのために、自己中心的観念が支配して、先ほど挙げたような異常な犯罪が続発する。

これは、どうしても憲法を改めなければ駄目です。新しい憲法を作って、そこに健全な社会生活を築くには単に権利の主張だけでは足りず、家族・他人・社会・国家との和合・協調・責任といったものが必要であることをはっきりと明記しなければ、このおかしな風潮は改まりません。

今こそ憲法を改めて時代を刷新しよう

また、今の世の中は、余りにも物質面に促わられていて、精神面に欠けておる。その点でも、日本は精神面を復興して、物・心両面のバランスをとり、健全なる発展を期すると共に、責任ある国際社会の一員として世界の平和と繁栄に貢献してゆくことが必要な時期に来ております。(拍手)

そうした意味で、いま、日本は自由主義を堅持しつつも「憲法を改めて時代を刷新する」という、いわば世直しをすることが必要で

あります。幸い、近年、若い世代の人々の間に、そうした「改憲・刷新」の気運が、うつぼつとして持ち上がりつつあるようで、私は大層頼もしく、心強く思っております。(拍手)

私も、憲法改正による世直しを実現することをもって、私の使命と考え、命のある限り全力をそそぐつもりであります。どうか国民の皆様、ここにお集まりの皆様、お帰りになられたら、この考え方を身の廻りの人々、町村の人々、勤め先の人々に、ぜひお伝えいただき、この運動にお力添えを願いたい。(拍手)

どうか、皆様方の力によって、憲法を改正し、民主主義も一新し国民精神を作興して、いまこそ、時代を刷新しようじゃありませんか(「憲法」八一年六月二十六日)。(熱烈な拍手)

## 日本を守る国民会議

元号法制化促進国民会議(本部〓七八年七月十八日結成、議長・石田和外元最高裁長官)の組織をひきついでたものです。本部は八一年十月二十七日に結成されました。

本部役員 議長・加瀬俊一(元国連大使)、運営委員長・黛敏郎(作曲家) 事務総長・副島廣之(明治神宮権司) 呼びかけ人 井深大(ソニー名誉会長)、宇野精一(東大名誉教授)、江藤淳(東京工大教授)、大石義雄(京大名誉教授)、

愛知(81・9・8 仙田明一)、三重(81・8・29 浜地文平) 滋賀(瀬古吉宜)、京都(80・8・31 小西保)、大阪(81・9・5 平沢俊雄)、兵庫(村山人康)、奈良(80・8・24 長尾薫)、和歌山(81・11・28 予定 中尾定義)、

鳥取(81・10・8 広田藤衛)、島根(常松亮平)、岡山(荒木栄悦)、広島(81・9・7 大内五良)、山口(81・8・30 高村坂彦)、徳島(81・4・27 志摩誠一)、香川(小河秀雄)、愛媛(武田忠孝)、高知(81・11・7 予定 山崎重明)

福岡(80・8・26 星野勲)、佐賀(81・4・29 永湖輔夫)、長崎(81・8・27 坂田重保)、熊本(80・5・15 稲留雄)、大分(81・11・29 予定 牧野恭三)、宮崎(79・8・21 中村光夫)、鹿児島(81・10・17 岩切実之)、沖縄(松川久仁男)

### 都道府県民会議運動方針案

## 国民運動の昂揚めざして

日本を守る国民会議結成準備世話人会

春日野清隆(日本相撲協会理事長)、金子日威(池上本門寺貫主)、木内信胤(世界経済調査会理事長)、斉藤忠(ジャパントイムズ論説顧問)、桜田武(日経連名誉会長)、鹿内信隆(サンケイ新聞社長)、篠田康雄(神社本庁総長)、清水幾太郎(元学習院大教授)、高田好胤(奈良薬師寺管長)、武見太郎(日本医師会会長)、永野重雄(明治神宮崇敬会会長)、葉山照澄(天台宗延暦寺長)、法眼晋作(国際協力事業顧問)、細川隆元(評論家)、升田幸三(将棋九段)、武藤光朗(早大客員教授)、村松嘉津(評論家)、村松剛(筑波大教授)、山岸信子(元全日本婦人連盟会長)

### 地方組織の状況

(カッコ内の数字は結成年月日、人名は議長もしくは代表役員、数字のないものは未結成で人名は準備世話人代表、80・10・27現在)

北海道(81・8・29 山崎孝一)、青森(81・9・23 三上辰蔵)、岩手(小川勝之)、宮城(81・7・25 工藤祐雄)、秋田(80・8・25 小池耕治)、山形(富樫富)、福島(79・8・10 中目博大) 茨城(81・11・23 予定 原田幹蔵)、栃木(81・10・28 予定 植竹春彦)、群馬(蜂須博明)、埼玉(横田茂)、千葉(81・6・15 平山重正)、東京(81・7・17 斉藤忠)、神奈川(81・9・2 松本武雄)

新潟(81・3・8 渡辺浩太郎)、富山(平尾旨剛)、石川(堀内博)、福井(81・8・22 東郷重三)、山梨(80・8・29 横内豊)、長野(塩野嘉吉)

岐阜(76・9・1 丹羽義一)、静岡(81・6・8 河村豊)、

## はじめに

—我々は如何なる憲法運動をめざすか—

戦後幾度となく改憲が主張され、多くの人々の努力が注がれてきたにも拘らず現憲法は三十有余年に亘り我々の社会規範として生きて来ました。言わば、半ば体制化した憲法とも言えます。そういった意味で、改憲とは、こうした戦後日本を形成して来た社会秩序や政治体制を根本から問い直す国民運動が必要とされてきます。

私たちは、そこで改憲運動をより現実的な政策の追求の中から押し進めるため、次の視点に基づいた運動を取り組みたいと考えています。

- (1) 防衛体制の確立をめざした運動の中からの憲法批判  
米ソ軍事力の逆転により生じたソ連の軍事脅威に対応すべく、日本は応分の防衛努力を求められている。平和と安全を確立する防衛政策の実現を通して、△非軍事化憲法▽△植民地憲法△の思想を批判する。
- (2) 教育の正常化運動を通じた憲法批判  
行きすぎた主権主義の謳歌は、個人の権利の乱用を招き、教育界においても祖国愛や公共心を否定する風潮を生んだ。混乱する教育界の正常化を通して、憲法の悪弊を批判する。
- (3) 制憲史の研究を通じた憲法批判  
いうまでもなく現憲法は、占領軍によって押しつけられた制定の歴史を持つものである。戦後世代が過半数を占めた今日、広く制憲史を明らかにし、諸外国の対比などを通じた新たな視点から

の「押しつけ憲法」を批判する。

### 一、憲法運動を展望する三ヶ年の構想

憲法運動の推進は長期的、かつ持続的運動が要求されます。我々の運動の中には、こうした長期的展望に立ちつつも、段階的な運動の構築が必要であり、時代状況に対応した一つ一つの運動の成果を積み重ね、より改憲に近い政治状況を創り上げることが緊要となって来ます。そこで、我々は、当面する運動を向う三ヶ年の間に設定し次の目標を目指します。

昭和五十六年度

(一) 防衛・教育問題を通して、憲法問題の問い直しをはかる広範な啓蒙運動を展開する。

(二) 啓蒙運動を推進する母体として県民会議・国民会議の結成をはかる。

昭和五十七年度

(一) 県民運動の結晶体として、全国四十七都道府県、三、〇〇〇市町村における平和と安全を推進する地方議会決議を達成する。

(二) 県民会議の広範な発展をめざして、県下に「市町村民会議」(全国三、〇〇〇市町村)の結成をめざす。

昭和五十八年度

(一) 県下の地方議会決議運動の成果と県民会議、市町村民会議の組織力を結集して、「県民総決起大会」を開催し、世論を喚起する。

(二) この年予定されている衆・参両院選挙、及び地方統一選挙を防

衛選挙と想定し、国民運動の政策を各政党に提起し、改憲派勢力の一大結集の実現をはかる。

### 二、憲法を考え直す全国縦断講演会運動の展開

— 全国の県民大会 (八月) に、

— 一〇万名を結集しよう —

(一) 全国で憲法を考え直す県民大会を開催しよう  
三ヶ年構想に基づく国民運動を開始するに当り、来る憲法を考え直す全国縦断講演会において、全国に一〇万名を結集し、国民運動のスタートを切りたいと思います。

(2) 憲法を考え直す全国縦断講演会の日程  
別表

(2) 「憲法を考え直す県民大会」の内容

この全国縦断講演会では、この度完成した「今、憲法を考え直す」の映画と著名な講師を招いて開催していただきたいと思えます。

イ、大会名称……………「憲法を考え直す〇〇県民大会」

— 講演と映画の集い —

ロ、大会の規模……………この行事を県民運動のスタートにするため、県下の有力な団体、並びに指導者層をはじめ、広範な人々を結集して下さい。大会規模は各県の事情に合せ五〇〇〜二〇〇〇名規模がふさわしいと思えます。

ハ、大会の主な内容……………① 映画上映「今、憲法について考え直す」

② 記念講演(防衛問題、教育問題、憲法問題を中心に)

③ 県民会議からのアピール、大会宣言

(3) 全国縦断講演会講師団の形成

全国的規模の講演会を挙げるにあたり、国民会議において、講師団を形成し、全国への派遣を推進いたします。

講師団候補 (敬称略・順不同)

- 江藤 淳 (東京工業大学教授・憲法)
- 麻 敏 郎 (作曲家・憲法)
- 栗栖 弘 臣 (元統幕会議議長・防衛)
- 清水 幾太郎 (元学習院大教授・憲法・教育)
- 片岡 鉄 哉 (埼玉大教授・防衛・憲法)
- 村松 剛 (筑波大教授・防衛・憲法)
- 川上 源太郎 (元東京女子大教授・教育)
- 香山 健 一 (学習院大教授・教育)
- 法眼 晋 作 (前国際協力事業団総裁・防衛)
- 関野 英 夫 (日本戦略センター理事・防衛)
- 内藤 泰 子 (元カンボジア外交官夫人・防衛)
- 福田 恆 存 (劇作家・教育・憲法)
- 村、尾 次 郎 (元教科書検定官・教育)
- 福田 信 之 (筑波大校長・教育)
- 竹村 健 一 (評論家・防衛)

三好 修 (日本安全保障センター所長・防衛・憲法)

勝田 吉太郎 (京大教授・教育・憲法)

田久保 久 衛 (外交評論家・防衛・憲法)

曾 野 明 (外交評論家・防衛・憲法)

竹田 五 郎 (前統幕議長・防衛)

渡部 昇 一 (上智大教授・教育)

倉前 盛 道 (亜細亜大教授・防衛・憲法)

永野 茂 門 (元陸幕長・防衛)

中川 八 洋 (筑波大助教授・防衛・憲法)

曾野 綾 子 (作家・教育)

鈴木 重 信 (評論家・教育・憲法)

名越二 荒之助 (高千穂商大助教授・教育)

斎藤 忠 (外交評論家・防衛・憲法)

(二) 「憲法を考え直す〇〇県民大会」までの課題

来る県民大会を挙げるし、国民運動を開始するに当り、次の課題を達成していただきたいと思えます。

(1) 上映運動を推進する各県上映委員会の設立

(2) 地方議会決議を推進する対策本部の設置

(3) 県民会議結成または準備委員会の発足(未結成のみ)

以上の課題を推進してゆきます。次にその三点について詳細に述べていきたいと思います。

自主憲法期成議員同盟會員

(昭和五十六年四月一日現在)

衆議院議員

北海道	上草 義輝	高橋 辰夫	中川 一郎	安田 貴六
青森県	三枝 三郎	川田 正則	箕輪 登	
岩手県	津島 雄二	木村 守男	竹内 黎一	田沢 吉郎
宮城県	鈴木 善幸	玉沢徳一郎	志賀 節	工藤 巖
秋田県	椎名 素夫			
山形県	三塚 博	伊藤宗一郎	内海 英男	愛知 和男
福島県	石田 博英	佐々木義武	村岡 兼造	
茨城県	鹿野 道彦	近藤 鉄雄		
栃木県	亀岡 高夫	天野 光晴	栗山 明	茨谷 直藏
群馬県	渡部 恒三	首波 茂	八田 貞義	
埼玉県	赤城 宗徳	梶山 静六	中山 利生	
千葉県	船田 元	渡辺美智雄	植竹 繁雄	藤尾 正行
東京都	熊川 次男	久保田円次	中島源太郎	長谷川四郎
神奈川県	小淵 恵三	中曾根康弘	福田 越夫	
新潟県	松永 光	三ツ林弥太郎	野中 英二	浜田卓二郎
富山県	鴨田利太郎			
石川県	石橋 一弥	森 美秀	泰道 三八	林 大幹
福井県	池田 淳	白井日出男	中村正三郎	
山梨県	大塚 雄司	石原慎太郎	粕谷 茂	鯨岡 兵輔
長野県	越智 通雄	中村 靖	島村 宜伸	
岐阜県	小此木彦三郎	小泉純一郎	佐藤 一郎	戸沢 政方
静岡県	亀井 善之			
愛知県	小沢 辰男	近藤 元次	佐藤 隆	渡辺 紘三
三重県	村山 達雄	渡辺 秀央	桜井 新	
滋賀県	住 栄作	玉生 孝久	綿貫 民輔	野上 徹
京都府	奥田 敬和	森 喜朗		
大阪府	福田 一	牧野 隆守	平泉 涉	
兵庫県	山梨 信	中尾 栄一	田辺 国男	
奈良県	倉石 忠雄	小坂善太郎	羽田 孜	唐沢俊二郎
和歌山県	小川 平二			
徳島県	大野 明	武藤 嘉文	古屋 亨	渡辺 栄一
香川県	松野 幸泰			
愛媛県	佐野 嘉吉	斉藤滋与史	原田昇左右	
高知県	久野 忠治	海部 俊樹	稲垣 実男	中野 四郎
福岡県	浦野 休典	上村千一郎	村田敬次郎	水平 豊彦
佐賀県	今枝 敬雄	江崎 真澄		
熊本県	木村 俊夫	田村 元	野呂 恭一	
大分県	山下 元利	宇野 宗佑		
宮崎県	前尾繁三郎			
鹿児島県	中山 正暉	塩川正十郎	左藤 恵	原田 憲
沖縄県	木野 晴夫			
	原 健三郎	渡海元三郎	河本 敏夫	砂田 重民
	戸井田三郎	永田 亮一		
	奥野 誠亮	前田 正男		
	早川 崇	中西 啓介		
	相沢 英之			
	相内 義雄	細田 吉蔵		
	大村 襄治	加藤 六月	橋本龍太郎	逢沢 英雄
	平沼 越夫			

参議院議員

北海道	山口 和徳	谷川 亀井	静香 佐藤	守良 藤尾	弘吉 梶
青森県	安倍晋太郎	田中 龍夫	林 義郎	吹田 慎	
岩手県	佐藤 信二	高村 正彦			
宮城県	森下 元晴	後藤田正晴			
秋田県	香川 元晴	藤本 孝雄			
山形県	木村武千代	越智 伊平	今井 勇	毛利 松平	
福島県	関谷 勝嗣	越智 伊平	今井 勇	毛利 松平	
茨城県	塩崎 潤	森 清			
栃木県	高知 良平	大西 正男			
群馬県	田村 良平	三原 朝雄	楠橋 進		
埼玉県	山崎 拓	麻生 太郎	三原 朝雄	楠橋 進	
千葉県	山崎平八郎	田中 六助	大田 誠一	古賀 誠	
東京都	愛野興一郎	三池 信			
神奈川県	金子 岩三	白浜 仁吉	中村 弘海		
新潟県	熊本 北口	坂田 道太	園田 直	東家 嘉幸	
富山県	福島 譲二	藤田 義光			
山梨県	大分 烟 英次郎	佐藤 文生	村上 勇		
長野県	宮崎 隆美	堀之内久男	瀬戸山三男	大原 一三	
岐阜県	小山 長規				
静岡県	鹿兒島 宮崎 茂一	山崎武三郎	二階堂 進	長野 祐也	
愛知県	山中 貞則				
三重県	沖繩 国場 幸昌	小渡 三郎			
滋賀県	北海道	中村 啓一	高木 正明	岩本 政光	
京都府	岩手県	岩動 道行			
大阪府	宮城県	遠藤 要			
兵庫県	秋田県	野呂田芳成			
	山形県	安孫子藤吉			
	福島県	鈴木 省吾	鈴木 正一		
	茨城県	岩上 二郎	郡 祐一		
	栃木県	大島 友治	岩崎 純三		
	群馬県	山本 富雄	福田 宏一		
	埼玉県	名尾 良孝			
	東京都	原文兵衛	安井 謙		
	神奈川県	秦野 章			
	富山県	高平 公友			
	山梨県	熊谷太三郎	山内 一郎		
	山形県	中村 太郎	降矢 敬雄		
	福島県	浅野 弘	藤井 孝男		
	茨城県	戸塚 進也			
	栃木県	八木 一郎	大木 浩		
	群馬県	斎藤 十朗			
	埼玉県	上田 稔			
	東京都	中山 太郎	森下 泰		
	大阪府	中西 一郎	金井 元彦		
	兵庫県				



奈良県 新谷寅三郎  
鳥取県 石破 二郎  
島根県 亀井 久興  
岡山県 加藤 武徳 木村 睦男  
山口県 江島 淳  
徳島県 内藤 健  
愛媛県 松垣徳太郎  
高知県 谷川 寛三  
福岡県 蔵内 修治 遠藤 政夫  
佐賀県 福岡日出磨 鍋島 直紹  
長崎県 初村滝一郎 中村 禎二  
熊本県 園田 清充 田代由紀男  
大分県 後藤 正夫  
宮崎県 坂元 親男 上條 勝久  
鹿児島県 川原新次郎  
沖縄県 稲嶺 一郎

全国区  
石本 茂 板垣 正 江藤 智 岡部 三郎 梶木 又三  
片山 正英 源田 実 古賀雷四郎 坂野 重信 山東 昭子  
志村 愛子 高橋 圭三 竹内 潔 玉置 和郎 田中 正巳  
内藤誉三郎 西村 尚治 鳩山威一郎 林 寛子 福島 茂夫  
藤井 裕久 堀江 正夫 町村 金五 円山 雅也 村上 正邦

前・元議員  
青木 一男  
有田 喜一  
石井光次郎  
稲葉 修  
大野 市郎  
菊池 義郎  
木村篤太郎  
古池 信三

顧問  
小島 徹三  
榑原 亨  
重政 誠之  
徳安 実蔵  
野田 卯一  
福井 勇  
古川 文吉  
増田甲子七  
増原 恵吉  
三木与吉郎

佐々木盛雄  
坂村 吉正  
白井 勇  
豊田 雅孝  
浜田 尚友  
藤原 節夫  
保科善四郎  
前田治一郎  
三上 英雄

「英霊にこたえる会」発起人・発起人団体

△発起人▽  
相原 良一 (東京水産大学教授)  
天野 良英 (元、統幕議長)  
池田亦三郎 (慶大教授)  
池部 良 (俳優)  
板垣 直子 (国士館大教授)  
石田 礼助 (元、国鉄総裁)  
井手 成三 (元、法制局次長)  
上村健太郎 (科学技術振興財団副理事長)  
宇野 精一 (東大名誉教授)  
大石 義雄 (京大名誉教授)  
扇谷 正造 (評論家)  
大場 鐘作 (評論家)  
桶谷 繁雄 (京都産業大教授)  
勝部 真長 (お茶の水女子大教授)  
鎌田 純一 (皇学館大教授)  
木内 信胤 (評論家)  
気賀 健一 (慶大名誉教授)  
菊地 藤吉 (沖繩総合教育センター理事長)  
木原美知子 (レポーター)  
黒川 紀章 (建築家)  
福田 信之 (筑波大学副学長)  
藤浦 汎 (詩人)  
藤島 泰輔 (作家)  
松田 敏江 (音楽家)  
升田 幸三 (元、将棋名人)  
松下 正寿 (元、立大総長)  
松下井知夫 (漫画家)  
宮田 東峰 (音楽家)  
三好 修 (評論家)  
村上 薫 (評論家)

具志堅宗精 (沖縄華賛会会長)  
香山 健一 (学習院大教授)  
斎藤 忠 (評論家)  
柴田 勝治 (日本大学副理事長)  
柴田 梵天 (国士館大総長)  
清水 宜雄 (日本移動教室協会会長)  
城光寺崇夫 (歩一会幹事)  
末次 一郎 (文部省社会教育審議会委員)  
千 宗室 (茶道家元)  
宝井 馬琴 (講師)  
高橋富士雄 (山梨県キリスト教学校校長)  
筑波 藤磨 (靖国神社宮司)  
鶴岡 一人 (NHK野球解説者)  
鶴田 浩二 (俳優)  
土居 好子 (音楽家)  
野尻 高経 (日本教育会副会長)  
馬場 嘉光 (日韓議員連盟事務局長)  
平山 羊介 (ポピュラー音楽家)  
船坂 弘 (作家)  
福田 恒好 (評論家)

北条 誠 (作家)  
細川 隆元 (評論家)  
八木 治郎 (テレビ司会者)  
安岡 正篤 (師友協会会長)  
安田美代子 (体操指導者)  
山田 無文 (花園大学長)  
山岡 壮八 (作家)  
吉田 忠雄 (民主社会主義研究会 議事務局長)  
若泉 敬 (京都産業大教授)

△発起人団体▽

団体名	代表者氏名	団体名	代表者氏名
日本遺族会	賀屋 興宣	日本傷痍軍人会	伊丹川 善通
白菊遺族会	木村 可縫	日本遺族会青年部	国松 善次
日本郷友連盟	有末 精三	日本遺族会婦人会	中井 澄子
軍恩連盟全国連合会	岡田 広	日本民主同志会本部	松本 明重
偕行社	辰巳 栄一	世界救世教	藤枝いつき
水交会	庵原 貢	日本民謡舞踊交流協会	庄田 光
全国戦友会連合会	鶴沢 尚信	日本を考える青年会議	飯野 清徳
隊友会	江崎 真澄	三五会	松井 伝一
神社本庁	篠田 康雄	日本教育推進連盟	阿村 勇介
仏所護念会教団	関口トミノ	国民懇話会	湯沢 光行
あけはる会	田中 香浦	殉国沖繩学徒顕彰会	金城 和彦
新日本協議会	立仙 静枝	引揚者団体全国連合会	瀬戸 道一
戦中派の会	安倍 源基	神道青年全国協議会	森田 義則
日本人の和を願う	京田 民雄	日本の民主主義を育	熊谷大三郎
国民運動本部	中野 正志	日本教育研究会	館林三喜男
各種婦人団体連合	紅露 みつ	全国新農村建設同志会	香取 宏明
修養団青年部	亀岡 重則	日本教育会	野尻 高経
養正会	青山新太郎	日本青年遺骨収集団	田藤 仁志
日本青年会	渡辺 鶴二	千代田クラブ	伊藤 久雄
日本健青会	山本 邦彦	新樹会	末次 一郎
国士館大学	柴田 梵天	国際文化事業協会	松下 正寿
全国師友協会	安岡 正篤	日本宗教放送協会	若山 幸男
白鷺遺族会	杉 暁夫	日本相撲協会	春日野清隆



## 靖国法案の趣旨説明

自民党政調会長 倉石忠雄

ただいま議題となりました靖国神社法案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。

現在の靖国神社には、創建以来祖国のために殉ぜられた約二百数十万人のぼるといふ万々が奉斎されているのであります。私どもは、これら戦没者等の英霊に対して全国民的な尊崇の念をあらわすために、その遺徳をしのび、これを慰め、その事績をたたえ、その偉業を永遠に伝えることは、国民として当然な事柄であらうと信じております。したがって、靖国神社を国民の名において、かつ国民の負担において守ること、すなわち靖国神社を国家護持すること、英霊に対する国民の尊崇の念にこたえるゆえんでもあり、また、国としても当然な事柄であらうと考へております。

靖国神社の国家護持は、多年にわたる国民

の点を明記することいたしました。

第三は、戦没者等の範囲に關してであります。戦没者等の範囲につきましては、その基準を法令で定めることとし、その基準に従いまして、靖国神社から申し出がありましたものにつき、内閣総理大臣がこれを決定することとしたのであります。

第四は、靖国神社の非宗教性についてであります。靖国神社の國家護持は、あくまでも憲法の趣旨に適合してなされるべきものであることは当然でありますので、そういう見地から、靖国神社は、特定の教義を持ち、信者の教化育成をする等宗教的活動をしてはならない旨の規定を設けたのであります。すなわち、靖国神社が宗教的活動をしないことよって、靖国神社は宗教団体としての性格を持たないものとしたのであります。

第五は、靖国神社の行なう業務に關してであります。靖国神社は、その目的達成のために、戦没者等の名簿等を奉安し、戦没者等についてその遺徳をしのび、これを慰めまたはその事績をたたえ、これに感謝するための儀式行事を行ない、あるいは施設を維持管理する等の業務を行なうものいたしました。なお、その目的達成のために必要があるときは、内閣総理大臣の認可を受けて、これらの業務

の熱望であり、国会に対する請願も、たびたび繰り返して行なわれてきたのであります。われわれは、これらの熱望にこたえ、多年の懸案であった靖国神社の國家護持を確立するため、靖国神社法を制定することが必要であると決意するに至った次第であります。

御承知のとおり、終戦直後の昭和二十年十二月、連合軍総司令部の覚書に基づき、宗教法人令が制定され、その改正により靖国神社は宗教法人とされ、その後昭和二十六年四月の宗教法人法の制定に伴い、靖国神社は同法の認証を受けて、宗教法人靖国神社として現在に至っております。さきに述べましたように、靖国神社の國家護持を確立する場合において、今のままの姿において靖国神社の國家護持の実現をはかろうとすることは、日本国憲法が規定している宗教の自由の保障や政教分離の原則に照らしますと、種種検討を要する問題があると考えられるので

以外の業務をも行なうことができるようにいたしました。

第六は、靖国神社の役員、評議員会並びに財務及び会計等についてであります。靖国神社の役員として、内閣総理大臣の任命する理事長及び二人以内の監事並びに内閣総理大臣の認可を受けて理事長が任命する五人以内の理事を置くこととし、これらの役員は資格条件、解任事由等必要な規定を設けることといたします。

次に評議員会ですが、十人以内の評議員で組織する評議員会を靖国神社に置き、靖国神社の予算、業務計画等の重要事項については、理事長は、評議員会に諮問して、その意見を聞かなければならないことといたしております。なお、財務及び会計に關しましては、予算、決算、財産の管理処分等については、内閣総理大臣の認可、承認その他所要の規定を設けることといたしました。

第七は、靖国神社の業務に要する経費に關してであります。靖国神社は、宗教的活動をしてはならないこととなり、宗教団体としての性格を持たないこととなりますので、国等において、これに財政援助をすることは差しつかえないものと考へております。したがって、靖国神社の業務に要する経費につい

ては、その一部を国が負担することをたてま

えとし、さらに国または地方公共団体において、その経費の一部を補助することができ

ることをその目的といたしました。

第二は、靖国神社の名称についてであります。本法案において靖国神社という名称を用いましたのは、靖国神社の創建以来、その名称が国民の間に広くなじんでいる点を考慮いたしました。その名称を踏襲することが適当であると考へたからであります。しかしながら、このことは、靖国神社を宗教団体としようとする趣旨のものではありませんので、こ

ろは、その一部を国が負担することをたてま

えとし、さらに国または地方公共団体において、その経費の一部を補助することができ

ることをその目的といたしました。

第二は、靖国神社の名称についてであります。本法案において靖国神社という名称を用

いたしたのは、靖国神社の創建以来、その名

称が国民の間に広くなじんでいる点を考慮い

たいたしました。その名称を踏襲することが適

当であると考へたからであります。しかしなが

ら、このことは、靖国神社を宗教団体としよ

うとする趣旨のものではありませんので、こ

ろは、その一部を国が負担することをたてま

えとし、さらに国または地方公共団体におい

て、その経費の一部を補助することができ

# 資料 靖国神社法案

## 第一章 総則

(目的)

第一条 靖国神社は、戦没者及び国事に殉じた人人の英霊に対する国民の尊崇の念を表わすため、その遺徳をしのび、これを慰め、その業績をたたえる儀式行事等を行ない、もつてその偉業を永遠に伝えることを目的とする。

(解釈規定)

第二条 この法律において「靖国神社」という名称を用いたのは、靖国神社の創建の由来にかんがみその名称を踏襲したのであって、靖国神社を宗教団体とする趣旨のものと解釈してはならない。

(戦没者等の決定)

第三条 第一条の戦没者及び国事に殉じた人人(以下「戦没者等」という。)は、政令で定める基準に従い、靖国神社の申出に基

づいて、内閣総理大臣が決定する。

(法人格)

第四条 靖国神社は、法人とする。

(非宗教性)

第五条 靖国神社は、特定の教義をもち、信者の教化育成をする等宗教的活動をしてはならない。

(事務所)

第六条 靖国神社は、主たる事務所を東京都に置く。

(登記)

第七条 靖国神社は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第八条 靖国神社でない者は、靖国神社という名称又はこれに類似の名称を用いてはな

らない。

(民法の準用)

第九条 民法(明治二十九年法律第八十九条)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、靖国神社について準用する。

## 第二章 役員及び職員

(役員)

第十条 靖国神社に、役員として、理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の仕事及び権限)

第十一条 理事長は、靖国神社を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して靖国神社の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、靖国神社の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は内閣総理大臣に意見を提出することができる。

(役員の仕事及び任期)

第十二条 理事長及び監事は、内閣総理大臣が任命する。

## 第三章 評議員会

(評議員会)

第十九条 靖国神社に、評議員会を置く。

2 評議員会は、十人以内の評議員で組織する。

3 次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ、評議員会の意見をきかなければならない。

一 第三条の規定による戦没者等の決定についての申出

二 業務方法書

三 収支予算及び業務計画

四 第二十二條第二項の規定により認可を受けるべき業務

五 第二十四條の規定による業務の運営及び執行に関する規定の制定及び変更

六 第三十條に規定する借入金

七 第三十一條第二項に規定する重要な財産の処分等

八 その他規程で定めたる事項

4 前項に規定する事項のほか、評議員会は理事長の諮問に応じ、又は必要と認めるときは、理事長に意見を述べることができる。

2 理事は、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

3 役員の仕事及び任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の仕事及び任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、再任されることができる。

(役員の仕事及び任期)

第十三条 次の各号の一に該当する者は、役員となることできない。

一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤を除く。)

二 禁治産者及び準禁治産者

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(役員の仕事)

第十四条 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員が役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

(評議員)

第二十条 評議員は、戦没者等の遺族及び学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 評議員の任期は、三年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 評議員は、再任されることができる。

4 内閣総理大臣は、評議員が第十四条第二項各号の一に該当するとき、その他評議員が評議員たるに適しないと認めるときは、その評議員を解任することができる。

(評議員会の会議)

第二十一条 評議員会は、理事長が招集する。2 評議員会に、評議員の互選による会長を置く。

3 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

4 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 この章に規定するもののほか、評議員会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、会長が評議員会にかつて定める。

目録を作成し、これに予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、監事の意見をつけて、決算完了後一月以内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第二十九条 靖国神社は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他内閣総理大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

(借入金)

第三十条 靖国神社は、借入金(当該会計年度内の収入で償還する一時の借入金を除く)をしようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(財産の管理及び処分等)

第三十一条 靖国神社は、規程の定めるところにより、その財産を特殊財産、基本財産及び普通財産に区分し、その管理をしなければならない。

2 靖国神社は、前項の財産のうち総理府令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、内閣総理

## 第四章 業務

(業務の範囲)

第二十二条 靖国神社は、第一条の目的を達成するため、創建以来の伝統をかえりみつつ、次の業務を行なう。

一 戦没者等の名簿等を奉安すること。  
二 戦没者等についてその遺徳をしのび、これを慰めるための儀式行事を行なうこと。  
三 戦没者等についてその事績をたえ、これに感謝するための儀式行事を行なうこと。

四 その属する施設を維持管理すること。

五 前各号の業務に附帯する業務

2 靖国神社は、前項の業務のほか、内閣総理大臣の認可を受けて、第一条の目的を達成するために必要な業務を行なうことができる。

(業務方法書)

第二十三条 靖国神社は、業務開始の際、業務方法書を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、

の認可を受けなければならない。

(経費の負担等)

第三十二条 国は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、第二十二條第一項の業務に要する経費の一部を負担する。

2 国は、靖国神社に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、第二十二條第二項の業務に要する経費の一部を補助することができる。

3 地方公共団体は、靖国神社に対し、第二十二條の業務に要する経費の一部を補助することができる。

(総理府令への委任)

第三十三条 この法律に規定するもののほか靖国神社の財務及び会計に関し必要な事項は、総理府令で定める。

## 第六章 監督

(監督)

第三十四条 靖国神社は、内閣総理大臣が監督する。

2 内閣総理大臣は、この法律を施行するたに必要があると認めるときは、靖国神社に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

総理府令で定める。

(規程)

第二十四条 靖国神社は、その業務の運営及び執行に関し必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を受け、規程を定めることができる。これを変更しようとするときも、同様とする。

## 第五章 財務及び会計

(会計年度)

第二十五条 靖国神社の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第二十六条 靖国神社は、毎会計年度、収支予算及び業務計画を作成し、当該会計年度の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十七条 靖国神社は、毎会計年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財産目録等)

第二十八条 靖国神社は、毎会計年度、財産

(報告及び検査)

第三十五条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、靖国神社に対してその業務に関し報告をさせ、又はその職員に靖国神社の事務所その他の施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入り検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## 第七章 雑則

(大蔵大臣との協議)

第三十六条 内閣総理大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第二十六条、第三十条又は第三十一条第二項の規定による認可をしようとするとき。  
二 第二十八条の規定による承認をしよう

- とするとき。
- 三 第二十九条第一号の規定による指定をしようとするとき。
- 四 第三十三条の規定により総理府令を定めようとするとき。

### 第八章 罰則

(罰則)

- 第三十七条 第三十五条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合に於て、その違反行為をした靖国神社の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。
- 第三十八条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした靖国神社の役員は、三万円以下の過料に処する。
  - 一 この法律の規定により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合に於いて、その認可又は承認を受けなかったとき。
  - 二 第七条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠ったとき。
  - 三 第二十二條に規定する業務以外の業務を行なったとき。

- 四 第二十九条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
- 五 第三十四条第二項の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。
- 第三十九条 第八条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

### 附則

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。
- (靖国神社の設立)
- 第二条 内閣総理大臣は、靖国神社の理事長又は監事となるべき者を指名する。
- 2 理事長となるべき者として指名された者は、内閣総理大臣の認可を受けて、靖国神社の理事となるべき者を指名する。
- 第三条 理事長及び理事となるべき者として指名された者は、靖国神社を設立するため必要な事務を処理しなければならない。
- 第四条 この法律の施行の際現に東京都千代田区九段北三丁目一番一号に事務所を有する宗教法人靖国神社(以下「宗教法人靖国神社」という。)は、理事長及び理事となるべき者として指名された者に対して、靖国神社において宗教法人靖国神社の一切の

- 権利及び義務を承継すべき旨を申し出るこ
- とができる。
- 2 前項の申出は、宗教法人靖国神社規則に定める不動産又は財産目録に掲げる宝物を処分する場合の決議の手続の例により、しなければならない。

- 第五条 理事長及び理事となるべき者として指名された者は、前条第一項の規定による申出があったときは、遅滞なく、内閣総理大臣の認可を申請しなければならない。
- 第六条 前条の規定による認可の申請があったときは、内閣総理大臣は、靖国神社の議事行等の大綱について、靖国神社審議会(以下「審議会」という。)に諮問してこれを決定しなければならない。
- 第七条 審議会は、総理府に置く。
- 2 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じて、靖国神社の議事行等の大綱について調査審議する。
- 3 審議会は、会長及び委員十二人以内をもって組織する。
- 4 会長及び委員は、学識経験のある者の中から、内閣総理大臣が任命する。
- 5 内閣総理大臣に対して審議会から答申があったときは、会長及び委員は、その任務

を終了するものとする。

- 6 前各項に定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

第八条 内閣総理大臣は、附則第六条の規定による決定をしたときは、理事長及び理事となるべき者として指名された者に対してその旨を通知するとともに、附則第五条の規定による申請について認可するものとする。

第九条 理事長となるべき者として指名された者は、附則第五条の認可があり、かつ、靖国神社の設立の準備が完了したときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならぬ。

第十条 靖国神社は、前条の規定による設立の登記をすることによって成立する。

第十一条 理事長、理事又は監事となるべき者として指名された者は、靖国神社の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

第十二条 宗教法人靖国神社の一切の権利及び義務は、靖国神社の成立の時に於いて靖国神社に承継されるものとし、宗教法人靖国神社は、その時に於いて解散するものと

する。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に關する規定は、適用しな

2 前項の規定により宗教法人靖国神社が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(経過規定)

第十三条 前条第一項の規定により宗教法人靖国神社が解散した時に於いて宗教法人靖国神社に奉斎されていた人は、第三条の手続を要しないで、靖国神社の成立の時に於いて同条により決定された戦没者等とする。

第十四条 この法律の施行の際現に靖国神社という名称又はこれに類似する名称を使用している者については、第八条の規定は、靖国神社の成立の日から起算して六月を経過する日までは、適用しない。

第十五条 靖国神社の最初の会計年度は、第二十五条の規定にかかわらず、靖国神社の成立の日始まり、その成立の日以後最初の三月三十一日に終わるものとする。

第十六条 靖国神社の最初の会計年度の収支予算及び業務計画については、第二十六条中「当該会計年度の開始前」とあるのは、

「靖国神社の成立後遅滞なく」とする。

第十七条 附則第十二条第一項の規定により靖国神社が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得については、不動産取得税に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

(他の法律の一部改正)

第十八条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第六号第十六号の三の次に次の一号を加える。

十六の四 靖国神社に關すること。

第十五条第一項の表中中央交通安全対策会議の項の次に次のように加える。

靖国神社 審議会	靖国神社法(昭和四十八年法律第 号)附則第七条の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。
-------------	----------------------------------------------------

第十九条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中野菜生産出荷安定資金協会の項の次に次のように加える。

靖国神社	靖国神社法(昭和四十八年法律第 号)
------	--------------------

第二十条 法人税法(昭和四十年法律第三十

十二号)の一紙を次のように改正する。  
別表第一第一号の表中水資源開発公団の項の次に、次のように加える。

靖国神社 靖国神社法(昭和四十八年法律第 号)

第二十一条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。  
別表第二中木船相互保険組合の項の次に次のように加える。

靖国神社 靖国神社法(昭和四十八年法律第 号)

第二十二条 登録免許税法(昭和四十二年法律三十五号)の一部を次のように改正する。  
別表第二中水資源開発公団の項の次に次のように加える。

靖国神社 靖国神社法(昭和四十八年法律第 号)

第二十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第一号中「農地開発機械公団」の下に「靖国神社」を加える。  
第七十二条の四第一項第三号中「日本育英会」を「靖国神社、日本育英会」に改め

## 靖国神社問題資料

### 資料一 靖国神社への公式参拝を求める徳島県議会の意見書

天皇・首相等の靖国神社公式参拝に関する意見書

靖国神社には戦没者および国事に殉じた多くの英霊がまつられ、国民として尊崇の念を禁じ得ないものがあります。

しかし、戦後、靖国神社は国の手を離れ、天皇陛下をはじめ、内閣総理大臣及び政府関係者並びに国賓による公式参拝が行われていないことは遺憾であります。

よって、政府におかれては、靖国神社の国家護持の措置を講ずるとともに、公式参拝の実現についても格段の努力をされるよう、強く要望する。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。  
昭和五十四年七月十八日

内閣総理大臣  
自治 大臣  
厚生 大臣  
総理府総務長官

徳島県議会議長 北島 一

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。  
二十八 靖国神社が靖国神社法(昭和四十八年法律第 号)第二十二条第一項に規定する業務の用に供する不動産

第二百九十六条第一項第一号中「農地開発機械公団」の下に「靖国神社」を加える。

第三百四十八条第二項に次の一号を加える。  
三十一 靖国神社が靖国神社法第二十二条第一項に規定する業務の用に供する固定資産

### 理由

戦没者及び国事に殉じた人人の英霊に対する国民の尊崇の念を表わすため、その遺徳をしのび、これを慰め、その事績をたたえる儀式行事等を行ない、その津葉を永遠に伝えることを目的とする靖国神社を設けることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### 資料二 英霊にこたえる会が各県議会議長に渡した要望書

「靖国神社公式参拝に関する要望書」

例年八月十五日、東京・武道館において、政府主催の戦没者追悼式が行われ、天皇・皇后両陛下が御臨席、お言葉をいただいていることは周知のとおりであります。

しかし、靖国神社の春秋の大祭において、御親拝のことはもとより、勅使の御差遣、あるいは総理大臣以下の参拝が、ほとんど慣習化しているにもかかわらず、政府はこれらの参拝がすべて、私的行為であると弁明しつづけており、ために来日国費等の靖国神社表敬参拝も行われず、国際儀礼に欠くところが少なくありません。

このことは、靖国の英霊はもとより、その遺族並びに英霊の慰霊顕彰を目的とする「英霊にこたえる会」にとっては、まことに遺憾であり、心ある多数の国民もいたく失望しております。

本会は、すでに憲法の法理解釈上からも、「公式参拝は違憲ではない」との立場をとりこれを広く国民各層に訴えらるとともに、署名運動を展開し、ほぼ一千万に近い署名を得ております。

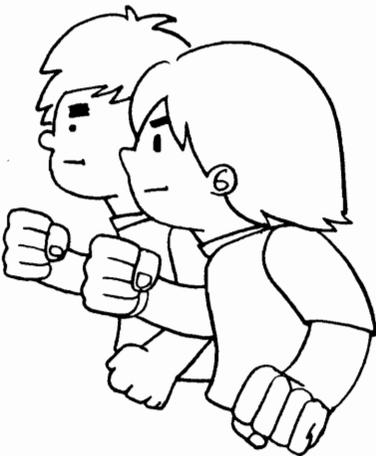
また、昨年来、四県議会において「靖国神社公式参拝の実現に関する決議」が採択され国民的熱望は、この種の形で急速に全国的に波及する傾向にあります。

「英霊にこたえる会」も発足すでに四年、全国組織もおわり、今後は一段と国民各位の御協力のもとに運動を展開する所存でありますが、当面の急務である「靖国神社への公式参拝」につきまして、

貴県議会の御英断をもちまして、何とぞ速やかに政府に対し、「公式参拝」を「政府見解」として決定するよう、貴県議会の決議をもちまして、実現への道をお開き下さるよう、切に要望する次第であります。

昭和五十四年八月

英霊にこたえる会



本案施行に要する経費  
本案施行に要する経費としては、平年定約二億円の見込みである。